

大正六年十二月十九日第三種郵便物認可 (每月一回二十五日發行)

# 阿武郡報

第五十七號

大正十年七月廿四日印刷  
大正十年七月廿五日發行

發行所 山口縣阿武郡役所  
山口縣阿武郡萩町  
第二千二百六番屋敷  
印刷所 萩 馨 海 館

## 目 次

□ 庶務	一町村長集會……………六
	一納税貯金を兼ねた平安講……………六
	一徳佐村字片山部落の事蹟……………四
□ 學事	一女教員大會……………一八
	一青年團劍道指導者講習會……………一七
□ 産業	一阿武郡北部各村聯合第一回稻作多收作共進會成績覽……………三〇
	一町村稻多收作共進會成績……………三〇
	一阿武郡産米水分含量檢定成績……………三〇
	一地籠村の稻作改良……………三〇
	一椿村紫雲英採種狀況及販賣成績……………三一
	一彌富村有林營林地施業要領……………三一
	一藥の介殺蟲驅除法一班……………三三
	一綠肥サードゥ井ツケンに就て……………三四
	一觀察報告阿武郡書記 三好照夫……………三六



庶

務

### 指示事項

一、國民生活の改善に關する件

世態の推移時代の變遷に應じ國民生活の改善向上の要あるは固より言を俟たず殊に日常衣食住に關する事項を始め汎く社交儀禮等の事に亘りて其の改むべきは之を改め廢すべきは之を廢すると共に其の興すべきは之を興して克く地方の實情と時代の要求とに融合調合するの實を擧ぐるに努め以て益々我國民性の特長を發揮

するを要す之か方途に至りては固より多種多様なへしと雖要は質實勤勉の風を奨めて虚禮を去り冗費を戒むると共に時の利用を最も有効ならしめ其餘財は之を移して以て生活の安定に資せしむるに在り各位に於ても既に是等に關し努力せらるゝ所ありと雖國民生活の改善は現下の情勢に察し一層其の緊切なるものあるを感ずるを以て機會ある毎に一段の力を加へ以て其實績を擧ぐるに努められむことを望む

二、公課滯納矯弊に關する件

公課滯納矯弊に就ては常に深甚なる注意を拂ひ督勵を怠らざる所にして各位に於ても亦之か實績を擧ぐることに努力せらるゝは認むる所なるも近時財界の不振に伴ひ殊に米價の低落は農村に於ける滯納の素因たるを保し難し各位は此際周到なる注意に依り滯納者を出さるゝるよう一段の指導奨勵を加へられたし

三、統計其他調査事務の統一整理に關する件

統計其他の調査漸次錯雜繁多を加へ到底少數なる吏員にしては十分なる成果を擧ぐるを得ざるに至り往々机上の製作に係る不正確なる計數を粉飾報告するの餘儀なき情況に在るものゝ如し斯くては正確なる調査權威ある統計を得ること頗る困難にして徒に地方事務を繁

雜ならしむるの虞あり國勢院に於ては深く此点に留意し統計事務に關する調査方法を刷新して其の實質を改善すべく關係各省と協議し夫々計畫中なるを以て縣に於ても此の際等は等の事務を統一整理するの必要を認め目下之か準備中なり町村に於ても亦此趣旨に基きて適任者を選定して統計專任者を置き之に當らしめ或は各係の間に連絡を保ち重複を省き煩雜を除くの途を講し正確なる調査權威ある統計を得ることに努められたし

四、トラホーム豫防及寄生虫驅除に關する件

本件に關しては曩に各位會同の際指示せし所にして相當盡瘁せらるゝこと、信するも大正十年度町村豫算面に依るときは別表の通にしてトラホーム豫防治療に關する豫算を計上するに至らざるもの十ヶ村或は計上しあとも其額三十圓未滿にして到底十全なる効果を收め難しと認むるものあり又寄生虫驅除に對する豫算計上なきもの十三ヶ村を示す何れも此際適當なる費金を支出して其の目的を達成することに努められたし

五、國民の自衛的施設に關する件

近時地方各種團體を初め一般民衆に於て交通道德の涵養に努め或は進んで水火災及其他の災害豫防警戒に若

くは衛生防疫に盡す等自發的に禍害を防止せむとするの機運漸く勃興し國民の自衛的施設益々發達せんとするの傾向あるは洵に喜ぶべき現象ありとす之か發達助成を圖るは單に警察行政上に資する所大なるのみならず延て公序良俗を誘致し自治的觀念を助長せしむる所以なれば各位に於ても其の適切なる施設に對し推奨指導に努め以て國民の自衛心を啓發せしめられむことを望む

六、職業紹介法及住宅組合法に關する件

失業の防止並其の救済施設の完備如何は社會政策上重要事項に屬するを以て政府は法制を整へ實行に便ならしむる必要を認め曩に職業紹介法を制定し近く之か施行に關する規定の公布を見るに至らんとす本法の趣旨とする所の町村營無料主義を採用し斯業の聯絡を緊密ならしむると共に其の範圍を擴張し以て敏捷なる活動を爲さしむるに在り近時住宅の不足と家賃の騰貴とは多數國民の齊しく困苦する所なるを以て政府に於ては大正八年以降低利資金を融通し之か緩和の途を講しつゝありしか更に住宅供給に關する法制を整備するの急なるを認め曩に住宅組合法の制定を見るに至れり本法の趣旨とする所は互助組織に依り中産以下の者をして

七、部落改善施設に關する件

部落改善に關しては前途施設すべき事項甚だ多きを認め屢々勸奨する所あり縣に在りては本年度に於ても相當經費を支出し尙年次序を逐ふて益々改善の實績を擧げんことを期せり依て各位は此の際地方の實情に鑑み一段の力を加へ部落改善の實績を擧ぐるに至らんことを望む

八、實業補習學校規程改正に關する件

實業補習學校に關する從來の規定は頗る簡畧にして修業年限教授時數等に付何等の制限なく學科目的の如きも取捨撰擇の範圍廣く縣訓令を以て設置要項を示すに過ぎざりしか昨年十二月文部省令第三十二號を以て之か規程を改正し内容の整備施設の準備すべき所を明かにし本年四月一日より實施することゝなれり近く學校長

を會して研究を遂げ規程改正の趣旨を體し實効を期すへきに付各位は學校長と協力して内容の充實に更に一段の努力を加へられんことを望む

九、實業補習學校專任教員設置に關する件

實業補習教育振興上最も緊要なるは專任教員の設置なりとす客年以來縣郡を通し相當多額の補助費を支出し一面縣に於て教員の養成に努めらるゝもの實に專任教員の充實を圖り斯教育の振興に資せんとするの趣旨に外ならず現在郡内實業補習學校に於て專任教員を設置せるもの甚た少數に止まり其の多くは依然兼務教員のみを以て經營に當らむとする實況にあるは甚た遺憾とする所にして斯の如き状態にては到底實業補習教育の振興を期すること能はざるを以て之か設置に關し特に努力せられんことを望む

十、小學校教員俸給義務支出額に關する件

小學校教員俸給義務支出額は昨年八月俸給令改正の結果之か増額を見るに至りたるも町村により其差異甚たしく郡内教育の公平なる進展を期するに遺憾尠からず其低額なる町村に在りては之か増額を圖り他町村との權衡を失せざる様措置せられんことを望む

十一、特殊兒童の保護教育に關する件

貧窮兒童、精神薄弱兒、性格異常兒等特殊兒童の保護教育は社會政策的見地に於て國民教育上の重要事項に屬し之か施設の整備は獨り當該兒童の幸福を増進するに止まらず幾多の社會問題各種の犯罪等を未然に防止し積極的に社會の進運に貢獻する所甚大なるを以て異常兒童の特殊取扱等之か保護教育に關し相當注意を加へられんことを望む

十二、水產會法に關する件

水產業者の自治的機能を發揮せしめ水產業の改善發達を促進せしむへき水產會法は曩に發布せられ既に其の實施を見るに至れり水產會は官府と營業者との間に介在して水產業の改良發達を圖るを目的とする自治組織の機關にして既存の漁業組合水產組合の如く専ら組合員の利益増進を目的とするものとは趣を異にし一般水產業の改良發達を圖るを主眼とす従つて郡市水產會は漁業者漁業權者入漁權者水產製造業者同販賣及保管業者等凡そ水產業に關係ある者を以て組織し郡市水產會の上に更に道府縣及帝國水產會を設け以て全國に系統的連絡を保たしめむとするものにして設立後の効果甚大なるものあるへし本郡に於ては速に之か設立の要あるへきを以て各位宜しく之に關し十分の援助あらむ

ことを望む

十三、町村道の維持管理に關する件

町村道の維持管理に付ては道路法制定に依り管理者たる町村長の權能頗る重きを加へたるを以て特に周到なる注意を拂はれなく就中適當なる手續法を規定し以て法令の運用を圓滑ならしむるは極めて緊切の措置なりとす特に左記事項の如きは道路の築造維持の上に重大なる關係を有するを以て速に適當の方法を定め路政上苟も滯滞ならんことを期せられたし  
イ、従前の道路補理掃除手續に代るに道路法第二十三條の定に依り道路維持に關する規定を設くること  
ロ、道路の占用に關する手續を定むること  
ハ、道路法第三十八條の定に依り道路工事費用の負擔

區分を定むる事(佐賀縣土木事業獎勵規程參照)

十四、産業組合其他各種団体指導に關する件

産業組合農會漁業組合等は之か發達に伴ひ事務漸次繁雜を加へ來りたるを以て平素之か指導監督に付ては相當注意を拂ふと雖も各位亦能く此點に留意して指導を怠らず十分之か發達の助成に努められたし

十五、水防準備に關する件

水防準備に關しては屢々通牒を發せるを以て相當準備

のこゝ信するも之か完否は災害に重大なる關係を有するを以て指定町村たる否とに係はらず苟も必要なる町村に於ては既往の慘害に鑑み速に水防組の組織並に材料の準備を完成し以て所期の目的を達することに努められたし

十六、平和記念東京博覽會に關する件

明年三月十日より七月三十一日迄百四十四日間東京上野公園に於て開かるへき東京府主催平和記念東京博覽會は其規模頗る廣大なるものなるを以て本縣は此好機に於て縣内各種事業を紹介し且つ生産品販路の擴張を圖り産業の振興に資する爲め之に賛同することゝなれり而して本郡内出品は凡そ別紙豫定表の通りなるを以て之か選定に付特に周到なる用意あらんことを望む

注意事項

- 一、町村財政監督に關する件
- 二、町村財政の緊肅に關する件
- 三、神社營繕境内整理等に關する件
- 四、恩賜濟生會に關する件
- 五、教育講習會に關する件
- 六、農業講習會並農業教員協議會に關する件
- 七、徵兵検査茲簡閱點呼列席に關する件

八、將校生徒志願者勸誘に關する件  
九、海軍志願兵勸誘に關する件

- ▼協 議 事 項
- 一、日本青年館建設財團設立寄附募集に關する件
- 二、縣社築山神社維持資金其他に關する件
- 三、防長海外協會々員募集に關する件

□納税と貯金を兼ねた平安講

萩町大字平安古第三區の納稅義務の者を以て組織したる平安講は大正七年七月一日の設立で現在講員は三十九名である由來同區に在りては納期毎に住民として親睦忌むべき滞納者が多數なりしに鑑み此の講を設立して親睦を圖り勤儉貯蓄を勵行して納稅義務を完全に履行すると云ふのが設立の動機である又自的である而して講員は毎日五錢乃至六十錢の範圍に於て任意金額を定めて貯金を爲さしめ増額も出來れば數日分を前納してもよいことになつて居る町役場から振出す徵稅令書は幹事の手元へ一括して交付を受け隨時各自の税金を納め若し講員が轉住する場合には相當金額を幹事に預けて代納するのであるから相互手數の省けることは勿論滞納する憂がないとして毎年六月廿六日と十月廿六日に精算を爲して其の殘額に對

しては夫々利子を附して一應拂戻し翌日より更に同様の貯金をあさしむ又貯金の取集めは名簿順により講員が交番で日々集金袋と集金表とを持つて各戸取集め現金は常務幹事に差出し袋と表とは即日次番へ引渡すのである幹事は其の現金を信用組合に預け入れて利殖するといふ風に出來て居る今本月廿六日に於ける前半ケ年の精算を擧ぐれば貯金千三百四十一圓三十七錢利子金十三圓三十一錢税金五百三十六圓五十二錢拂戻八百四圓七錢にして一講員の拂戻最高百三圓六十五錢最低二圓二十錢平均二十二圓十二錢で何れも相當有用に使はれて居る講員も進んで集金の勞を執り漸次貯金を増額するもの多く此の講の永續せんことを切望する譯である此間常務幹事たる同區醫師芳野愛介氏が業務の側ら繁雜なる計算に當りて厭はず終始幹旋努力せられつゝある勞を多とせねばならぬ免に角滞納を矯正し兼て貯蓄思想を喚起する施設としては適切なる機關である

□德佐村字片山部落の事蹟

德佐驛より北行すること三十町にして後に山林を負ひ郡内第一の一團せる廣き排地に面し中央に梅に名ある菅原神社鎮座をします農を主業とする五十四戸の一部落こそ

紹介せんとする字片山にして平和と團結とを以て時勢の推移に伴い専ら自治の基礎を作りつゝあり左に其事蹟の概要を叙せんとす

▼神 社 中 心

菅原神社は延喜年間より奉祀せりと傳へ文永元年に至り更に大宰府より勸請して天滿宮の稱あり管公御染筆巻物等寶物として現在せり神社は幾百年來世人の崇敬甚だ深く社殿莊嚴にして境内は老樹蒼蒼として昔時の風致を保ち遠近よりの參詣者多く毎年盛大なる祭典を行ひ居れり本部落は明治二十七八年頃德佐村新舊兩派軋轢當時上組下組の二派に別れ衝突殊に甚だしく隣家にありても交際せず貧困者は飲用水にすら苦み居たりし有様に於て神社の祭典も別々に行ふ等紛擾止む時を知らざりしが明治三十三年頃部落民其の衰頹を悲み後悔する處ありて是が蟻和快復を圖るに至り部落民一同菅原神社に集り協同一致を誓ひ爾來何事も神社を中心として共同心の有利なるに感銘し益々一致せんことを期し居れり

▼事 業 及 基 金

明治四十二年より村内第一歩の耕地整理事業は組合長片山正氏を中心として圓滿に完了し其の當時より共同倉庫を造り肥料の共同購入をなす其の方法は毎年資産家の二

三より低利にて資金を出し收穫期に於て辨濟するものにして毎年の利得凡そ二、三百圓にして其の幾分を部落の費用に充當しつゝあり部落は仕事の統一を圖企する爲の挿秧期より田草取期迄は毎日柝を打ちて仕事を始め晝食及仕事終りの時を報し以て一致の労働に服し居れり又葬儀等の場合冗費を節約する目的を以て部落を四組に分ち當日は別に手傳に従事することに爲し會葬は全部舉て之を爲すことに定めたり或は部落として寄附其他出金の場合は部落民を十五等に分ち貧富の程度を參酌して出金す其の等級は毎年委員を以て詳細なる調査をかし居れり又部落に於て消防ポンプ其の他附屬器具を購入し消防組を組織し消防夫は主として青年團員之に當り居り基金として積立てたる金額五十圓を有す

(大正七年)

▼貧 困 者 扶 助

大正七年八月米價騰貴の爲の中流以下の者は買米に困窮せるに際し有志四、五名の發起にて最も貧困なるもの十七名に對し米十五俵を金に見積り無利にて貸與せり當時米價拾圓餘なりしが十一月末日是が返濟に當り米價拾圓以上となりたれば價格に於て借り受け當時より三圓以上の差を生じたるに依り借主は貸主に其の差三圓を返濟

すべく計りたるを貸主は差額を受領するに至りては扶助の目的に反するものなりとし受取らず仲裁するものありて參圓の半額を受取ることとなりしが借主は猶其の半額計金二十二圓五十錢を如何にせば有意義ならしめ得るかと考慮の結果高金二百圓の頼母子講に加入し一ヶ年十圓掛を二回掛込第三回目を取り當り高二百圓を基金として貸付け其の利息にて返掛をなし滿會後に至り部落内不慮の災厄に備ふることせり米騒擾の勃興する時に當り斯くの如き美譽の紀念を殘したるは最も賞揚すべき事ともなり

▼青年團

團員は二十五名内外大典紀念事業として共作田六畝歩を休日及午睡時間を利用して作業に従事し其の收穫米は買却して一部は積立金に一部は夜學の費用及水害義捐火事見舞其の他の寄附金等に充て居れり此の積立金十九圓殊に見るべきは補習學校へ時計を寄贈せし事なり青年個人としては仕事の餘暇を利用して副業をなし以て其の得たるものを規約貯金とし此高實に二十二圓米騒擾其の他非常の場合には夜廻りをなし部落民の安全を計りつゝあり

▼婦人會

會員約六十名を有す共作田約一反歩を耕作し火事見舞水

善義捐金等に充て本會設立より會員たることを拒み入會せざるもの一名ありしか其の者不幸として火災に遭遇す會は積立金の若干を割其の者に惠與したるに非常に感銘して直に入會して共に圓滿なる團結となし得る等情緒洵に拘すへきものあり又會員は義務として毎月二錢を勤儉貯金し基本金と爲す其の用途は部落内祝宴葬儀等の場合貧困者は家具什器等の不便を感ずること尠なからざるに於て夫等を購需して共同器具となしたるに皆多大の便を感じつゝあり而して其の價格三十五圓にして殘金現在十五圓余あり又會員は副業を勵み規約貯金組合を設け貯金を爲す現在高五百二圓余にして此貯金拂戻は生産業或は疾病其の他不慮の災厄以外になすを得ざることせり

學事

□女教員大會

概況

本郡第一回小學校女教員大會を五月九日の兩日秋高等女學校に開催す。午前九時開會來賓野北陸軍中佐山根郡會議員峠内小學校長新聞記者等十餘名

出席女教員百九名、植野視學開會を宣し國歌合唱勸語奉讀に次で岡村郡長は本大會開催の趣旨、郡教育の現状女教員の活動並近來の著しき増加の傾向より大に會員の研究修養を進めて教育刷新を期すべき旨を痛切に訓示して會員の發奮を促し來賓總代野北中佐の祝辭ありて講演に移り講師島田山口縣師範學校主事は「女教員の使命」の題下に二時間に亘る講演ありて會員に多大の共鳴と感奮を與へ午後一時より會員の研究發表に移り福田小學校山縣訓導外八名の發表あり何れも眞摯熱烈にして堂々たる發表は有聲の男子をして後に墮着たらしめし概あり。尋て研究問題に移り植野視學座長席に着き研究問題「女子体育改善上注意すべき事項如何」「女子に社會奉仕の念を一層深からしむる爲め學校教育上特に注意すべき点如何」の二問に就き會員交々起つて意見を述べ活氣場内に横溢し定刻を過くること二時間午後五時閉會す

翌十日は午前八時集合、運動場に於て記念寫眞を撮影し九時より永島山口縣女子師範學校長の「女子教育上特に注意すべき点」の題下に二時間に亘る講演ありて會員に多大の感動を與へ十一時より再び會員の研究發表に移り宇田小學校訓導長谷川ナミ氏外八名の發表あり

つて修養談研究發表、時勢に伴ふ婦人の要求等傾聴すべきもの多く前日に増る活氣と緊張は痛快言語に絶せるものあり。午後一時半より植野視學の部内視察上より見たる女教員活動の現状並児童教養上の實際問題に關する講話ありて研究問題に移り「家事教授と生活改善問題との連絡を如何にすべきか」「劣等兒童に對する最善の取扱法如何」の二題につき會員多數の發表あり午後五時閉會式を挙げ郡長の閉會の辭來賓齋藤高等女學校長井上長州新聞主筆の祝辭、會員總代木藤スエ氏の答辭ありて五時三十分閉會す

今回の大會は本郡に於ては勿論縣下各部を通して最初の試にして本郡は之によりて大に女教員の自覺發奮を促し研究向上の氣分を進め教育的活動能率の増進を期せんとし豫て町村長集會に指示すると共に町村學校に通牒して女教員全部を出席せしめ之が目的を貫徹せんことに努め舉行事項を豫告して十分研究をなし置かしめんが幸に町村長學校長の努力と相挾つて女教員的大部分出席し終始熱烈の氣分緊張の態度を以て研究聽講し著大の自覺發奮を促すことを得たるは郡教育上の一

講演

大慶事なりとす

▼女教員の使命

島田主事講演概要

本郡第一回女教員大會開催につき不肖講演の光榮を有するに當り余一個の所見を極めて忠實に述べんとす承前の如く現代我國婦人界の思潮は過去に於いてしいたげられたる婦人の地位を男子と同等たらしめんとする個人主義の見地より男女同權或は社會進歩と共に婦人にして職業を求むるもの多く爲めに婦人問題の如き盛に宣傳されつつあるなり多くの識者中男女同權たるべしとの説あれども男女各性別ある以上男女平等は決して望まれざるなりもし男子と等しくならんと欲せばよろしく婦人たることを辭職すべしスペンサー曰く「天は婦人を母となすの爲めに個性的の發達を早く止む」と過去に於ける婦人の能力は男子に頗る劣れりとせり男女の能力は其本質上多少の差異あることはまぬかれざり然るに世界大戰後に於ける女子の活動は目ざましきものにして今や其能力に於て相等しき状態となれり。彼の華美を極めたるパリ市の如き可憐なる婦女子の男子に代りて就職せる有様を見るも其能力に於いて決して男子に一步を譲らざるの感ありこゝに於てか男子のみによりてなされたるといはれたる言は見事裏

切られたるなり。世界大勢の趣くところを洞察し徒らに臺所の一角に裡もれて温良貞淑の婦人として安んずべからず家庭生活の改善は男子によらずして自ら立つの勇氣をもちて職業問題向進みては政治方面にまで及ぼすべし過去の傳統的習慣は打破せられて婦人にまつもの甚だ多し婦人は生兒の外に國家を抱く之れ婦人に對する國民の期待にして婦人の覺醒により四千に近き男子を抱き國民を抱く其責任の如何に重大なるかを反省すべし刑法學者は罪惡の裏には婦女ありと、余をして曰はしむれば總ての社會的現象の脊後には婦女子ありといふを憚らざるなり現代に於ては女子と小人養ひ難しの語は最早過去の遺物たり其人格に於いて女子は男子と同等ならざるべからず近來男子の間にも婦人研究の聲漸やく盛ならんとす余は暫く小學教育につきて説かんとす現今小學校に於ける女兒童の數は半數以上達し又職員は三分の一以上は女教員にて充さるゝなり依りて見るも女子教育問題女教員問題等の起る所以なり我國古來史上を通じて婦人の家庭生活社會に於いて其のかくれたる力は偉大なるものにして細川忠興夫人山内一豊夫人等に於いて見るが如し偉人の背後には賢夫人ありエレンケイ女史曰く親を選擇する子供の權

利ど其教育上の意味如何に重大ならん教師は人の母たり父たるものとして兒童に對すべし以下余の見たる女教師につき項を追ひて述べんとす

一、職業としての女教師

時世進運に伴ふ結果職業婦人たるは義務且つ自然にして否むべきにあらず而して職業の卑賤は耻るに足らず婦人は初等教育に必要な條件を備へたれば婦人の智識階級中女教師は適當の職業なり

二、中等程度の教育ある婦人にして何故に女教員を撰ばざるか

女教員に對する社會の觀察は極めて誤れるものありて女教師は社會の落伍者なり等の不見識なる主張を爲すものありかくの如き社會の聲をたたざる限り優良なる女教員を得る事は至難たるべし

三、女教員は獨立的的教育たる自覺をもて

女教員は男教員の補助にあらず初等教育は男教員と平等に脊負ふべきものと見るべし

四、女教師の長所

初等教育上慈權と威權は二大要素なり女教員は此唯一なる職權中慈權の把持者たるべし而して男教員は威權の把持者たるべく二者相まちて教育の本旨を全

ふすべきなり實に女教員の生命はこの慈權にして兒童に對するや母としての慈をもちて接すべく一學校の母たる使命を全ふすべし

五、余の見たる女教員の煩悶

1、精神生活上煩悶

兒童に對し教育の結果に對し一學校の職員としての位置等より來たる煩悶なるべきも決してこれは婦人のみに獨占されたるものにあらずして人間共通のものなればこゝに述べず

2、女としての要求より來たる煩悶

イ、女性美を發揮せんとする要求より來たる煩悶  
ロ、女として美しく生きんとする生活と女教員生活との矛盾より來たる煩悶

3、結婚問題

家庭生活學校生活の二方面より來たる責任感に對する煩悶

以上列擧せるものにして矛盾と虚偽の生活を續くる女教員の如何に多きか慨嘆に堪えず女教員たり女たることは諸姉の本質にして女たるべきを辭職すること能はず女教員たることは生れて後にむづる後天的のものにして女たることは先天的たり何れを重視すべきか吾々

は女たる本質を忘るべからず他より女としての本質を傷くるものある時はよろしく女教員を辭職すべし男女中間性をもちて大切なる女の生活を害すべからず中間性を有する女性に精神的不具者と知るべしエマーソン曰く完全なる人たる前に完全なる動物たれ」と、余はこれに對して「女教師たる前に先づ女たれ」といふを憚らざるなり以下女教師の欠点を暴露し諸姉の認容ある胸に反省の機會を與へんとする余の老婆心を許容あるべし

- (一)、押しがきかぬ
  - (二)、言葉数が多くて中味がない
  - (三)、親切過ぎて兒童の創造性研究心を疎外すること多し
  - (四)、教育上の暗示力を欠ぐ
  - (五)、學習上の模範の不足
  - (六)、女の潤少なし
  - (七)、女教員に對する希望
- 1、女性美の發揮
  - 2、女の領域を自覺し女性の特徴を發揮すべし
  - 3、光明に輝く生活に生きよ

4、確實なる教權の把持者たるべし  
以上諸姉の清き光輝ある生活に對する誠實なる全情者たるべきを誓ひてこの講演を終らんとす。

▼女子教育上特に力を注ぐべき点

永島師範學校長講演概要

本縣は從來女子教育機關不備の爲め女子教育界寂寥の感あり幸ひにして室積師範開校以來漸次進運に向ひ生徒の如き毎年増加し一部生の如き各地方優秀なる志望者を以て網羅し縣下教育の實質は除々改良せられんとす縣下女子教育の中心たる吾が師範校に對し諸姉の眞摯なる御援助を仰ぐ今世學者は勿論政客教育家の間に於て開口第一に先づ思想問題を説く而して未だ其落着を見るに至らず道德感の調和等に至りては容易の問題にあらざる思想上の問題は文明活動の盛なる地に於て宣傳せらるれども漸次地方に表はれんとす然して都市に表はれたる思潮の地方に及ばすまでに隱健化地方化されずして過激のまゝ入る時は非常なる誤謬を生づること多し農民間に於ける地主對小作人に在りて見るが如しすべて思想問題は日本化され地方化されて始めて各地方に入るべきものなり最近思想の動搖は婦人に表はれて婦人問題を生づ女權擴張婦人解放等著しきものなり

り社會一般的思想問題はあらゆる智識階級より眞剣なる研究をせられつゝあれば研究の途頗る多きも獨り女子問題に付きては識者間に眞面目に研究されたる意見なし現代婦人評論家中與謝野晶子平塚明子等は言論界の第一人者として權威あり昨年二月の與謝野晶子著「婦人改造の基礎的考案」中次の各項にわたりて更に評論を加へ諸姉の反省をうながさんとす

綱領

- 一、自我發展主義
  - 二、文化主義
  - 三、男女平等主義
  - 四、人類無階級的連帶責任主義
  - 五、汎勞主義
- 其 他
- 一、良妻賢母主義を排す
  - 二、家族制度の打破
- 與謝野晶子と並びて言論界の權威者に平塚明子あり青踏社を創立し雜誌女性同盟を發行す其綱領に曰く
- 綱 領
- 一、婦人の能力を自由に發達せしむるため男女機會均等を主張すること
  - 二、男女の價值同等觀の上に立ちて其差別を認め協力を主張すること
  - 三、婦人、母、子供の權利を擁護し彼等の利益増進を計ると共に之に反する一切を排除すること

其 他

- 一、參政權運動
  - 二、治安警察法第五條の改正
  - 三、花柳病男子の結婚制限論
  - 四、母性擁護
  - 五、戀愛神聖論
- 之等婦人先覺者の言論及び運動を考察するに從來の道德との懸隔甚だしくために世間には冷評的に寛過するもの多くかくの如き問題につきては今少し着實に考察なさざれば到底其實現を見る能はず
- 一、男女平等觀につきて
    - 1、人格といふ点に於ては男女平等
    - 2、性の上より男女は相離反し其進化と共に性別著しく下等運物には殆ど性別なし一説に性別は後天的に生じたるものにして教育の力にすりて体力智力を雌雄全等ならしむとの説あれども甚だ根本をわやまてるものなり男女の性別は文明の進歩と共に文化し獨立なし得ざるに至りてついに合致し一體となるこれ自然の理法なり人てふ点よりいへば全等なるべきも性たいては文明と共に益々相離反し各獨立すべきものなり
- 二、職業問題
- 1、職業の意義

時勢の進歩と共に婦人の職業益々増加し家庭の職業と社會の職業とは區別がなくなり農業商業に就いて然り現代社會にありては婦人の職業に就きても其手にまつべきもの多し感化事業等の如き最も女子の長所を發揮すべき社會的事業ならん

2、職業撰定の標準

イ、高尚なるもの  
ロ、安全なるもの  
ハ、女子の天性を損はざるもの  
ニ、適當の收入あるもの  
ホ、就職の容易なるもの

右標準に照して考ふるに女教員は其最も適當なるものならん

三、良妻賢母主義について

婦人に母性たるべき機能を有する以上良妻賢母主義の生ずるは必全の事にして婦人の母性を没却するは甚だ面白からぬことにして從來の良妻賢母主義に改良を加へ内容の擴張されたるものたるべし

四、家族制度につきて

道德の始めは家に生ず家庭主義家族主義の二方面より論する時は夫婦は偶然的のものにして親子は絶對自然のものなれば一般道德の根本は上下の關係を明らかにせる家族主義を取らざるべからず

五、婦人参政問題につきて

婦人の参政權獲得は長き傾向なれども男子にして尙は一般的ならずこれ一に時代の問題にして婦人の参政等は遠き問題なり而しながら政治的の智識を有することには必要の事なり

以上現代新婦人の主張せる王なる問題を擧げて余の意見を述べたるなり女教員諸姉は直接關係深きものなれば眞面目に時代諸問題に付き考案なさざるべからず其智能の如き男子に劣れるは以下列擧の事實において証明せらる

六、現代女子教育の欠陥

1、婦人に科學的智識の必要なること

從來の婦人は技能に走りて文明を理解なし得る能力たにも養成せず學校經營等に際しても然り文明の理解なきものは社會の落伍者なり而して文明理解の鍵は國語にまつべきものなれば學校等に於ても國語科を重視せざるべからず

2、國語科の改良

國語科において文字教育のみに走るは間違ひも甚だしといふべく國語科の生命は社會的智識涵養にあることを忘るべからず

3、社會的知識の涵養

現代の教育は技能教育を主体とし生きたる歴史地理國語等の時間少くし技能教育のみに走りずして生きたる社會の研究に着實なるべし

4、婦人の時代的覺醒

從來の婦人は家にのみ止まりて社會の狀態に暗く實社會に關する智識外交經濟社會的問題等に對する智識を欠ぐ爲めに男子の相談相手たり得ず現代婦人は確實ある意見を有して女子地位向上に努め女子教育發展に留意あるべし

會員短時間發表者並發表題目

我等は何を爲すべきか	福田校訓導	山縣トメコ
女子の精神的改善	明倫校訓導	宇佐川ヨチ
私は教育者です	椿東校	訓導
所感	大井校訓導	兒玉フサコ
尋一兒童入學當時の取扱	奈古校訓導	岡藤モト
家事教授上の所見	育英校訓導	内山ヨシ
活ける女教師	明倫校訓導	田淵ヨシ
家事教科書取扱上の注意	三見校訓導	阿武ミサチ
國民精神の涵養と兒童訓練	宇田校訓導	長谷川ナミ

所感

裁縫教授を進むる一方法	多磨校訓導	木藤スエ
女教員の覺醒	白水校訓導	櫻井ツチ
初めて教育會に入りての所感	吉部校訓導	上野マス
女性の特徴	明倫校訓導	進藤秀
眞の愛	椿西校訓導	杉ウメ
我より見たる時代と社會	明倫校訓導	久津内シゲ
所感	白水校訓導	江村ツチ
		安野タケ

研究問題と會員の意見發表要項

(一) 女子体育改善上注意すべき事項如何

明倫校	田淵ヨシ	(問題提出者 本部)
學校に於ける成績順位を廢すること		
家庭教育改善に留意すること		
女子の服装改良を實行すること		
椿東校	淺野トシコ	
女子服装の改良特に体操服の改良をなすこと		
課外運動の奨励と体操器械の設備をなすこと		
全	澄川テイ	



食物の選擇營養に注意すること  
育英校訓導 内山ヨシ

服装の改良をなすこと  
自己身体の自覺を促すこと  
椿西校 白井チカ

自己の修養を進めしむること  
服装の改良をなすこと

一層体操教授に注意すること並器械を完備する事  
此種の講習を開催すること  
他校視察の機会を與ふること

明倫校訓導 江村ツチ

女性美の標準を改善すること  
体操に關し兒童の自覺を促すこと

多磨校 木藤スエ

結髪の改良と帽子を使用すること  
蔬菜園を設けて女子に實習を課すること  
美容術を課すること

椿東校 進藤 秀

女教員の運動を盛にし女兒童の運動獎勵に努むること  
吉部校 原川壽子

服装を改良すること

他校視察を盛に行ふこと  
冷水摩擦を獎勵すること

多磨校 三浦アサ  
服装の改良住宅の改良をなすこと  
月經の衛生に注意すること

女子向の体操研究をなすこと  
全 松本文子

結髪を改良すること  
白水校 安野タケ

体操服を改良すること  
腰部を締めざる様注意すること

帶の改良を行ふこと  
椿西校 久津内シゲ

服装を改良すること  
薄着を獎勵すること

帶を低くすること  
兒童に靴の使用を獎勵すること

育英校 内山ヨシ  
婦人病に關する知識を授與すること  
腰部を冷さぬ様注意すること

月經時の注意

島田 講師

体育向々服装改良の急務なること  
山口師範附屬校に於ける兒童服装の改良と制服の制定

六月の研究大會に於ける服装展覽會の開催  
服装改良は會員意見の一致する所なるにより左の決議をなし委員に付托して之が研究調査をなしむことトす

決議事項  
女子体育改善と女子の服装改良の必要を認め委員五名を擧げて研究調査を遂げ之か實行を期す  
右委員を左の五氏に囑托す

明倫校訓導 宇佐川ヨネ  
全 田淵ヨシ

椿西校訓導 白井チカ  
椿東校訓導 澄川テイ

白水校訓導 安野タケ

尚萩高等女學校教員の参加を乞ひ調査會を開き其結果六月附屬小學校研究會開催時迄に各校に報告すること

其他の研究問題につきての多數會員の意見ありしも茲に記載を畧す

會員出席

郡内全女教員百三十七名中出席者百九名にして缺席者中第一種講習人所中のもの七名並体操講習及學事視察のため出張中のもの四名を除き自己の病氣其他止むを得ざる事由にて出席せざりし者は僅かに左の十七名なり

- 木間校 小崎ヒサコ 明木校 伊藤 アキ
- 野戸呂校 奥川イチコ 地福校 平野シツエ
- 全 小川 キヌ 徳佐校 波多野 長
- 全 池上トヨコ 全 小林 ツイ
- 龜山校 藤井 チエ 全 見好 シゲ
- 嘉年校 佐伯トヨ子 全
- 福川校 齋藤 ハナ 育英校 大塚 サメ
- 全 岩田 イマ 相島校 柴田 ヒデ
- 見島校 植木 シツ

青年團劍道指導者講習會

本郡第一回青年團劍道指導者講習會第二を五月十三日よ

り一週間地福尋常高等小學校に開催す講師は第一講習と  
同じく本縣劍道教師早川要氏にして午前九時開會、臨席  
者地福村助役、地福小學校長、出席會員十五名、植野郡  
視學開會を宜し本講習開催の趣意並青年の體育氣育指導  
上劍道の有力なること會期中大に奮勵修養すべきことを  
訓示し講師早川氏は劍道の目的沿革効果より實修上の心  
得につきて懇切なる注意を與へ引續き實修に移り是より  
毎日午前四時開講師の熱誠懇篤なる指導の下に會員一同  
熱心に講習し武道の精神を修得し技術を練磨し其の成績  
の進歩著しきものあり

十九日午前十一時閉會式を舉行し明木村上田義祐外十四  
名の講習員に修了證書を授與し部長代理植野視學の式辭  
講師の誨告ありて閉式し地福小學校長並に助役より一同  
に對し慰勞茶話會を催され正午閉會

本講習開催に關しては會場の諸準備講習員の宿所其他  
萬般につき地福小學校長の熱誠なる斡旋により萬事好  
都合に進行することを得たり

講習員

- 彌富村 野稻 唯一 篠生村 藤井 裕捷
- 篠生村 阿濱 織一 小川村 尾坂 美之

講習要項

- 一、劍道の畧史  
劍道は神代に起り徳川時代に大成し明治維新廢刀の令  
出で庶人の帶刀を禁せられし爲め一時衰頽せしが西南  
役日清日露の戦役に於て劍道の心身に及ぼす効果の大  
なるを認められ警視廳、隊警察武徳會學校青年團等の  
奨勵に依り劍道は再び興隆す
- 二、劍道の目的  
元氣、剛毅、正義、忍耐、廉耻、禮義等の諸道德を養  
ふと共に身体を鍛鍊するにあり
- 三、効果  
イ精神上に及ぼす効果の實例  
大正六年某中學の寒稽古に皆勤者百〇四名の内寒稽  
古後學業の成績昇りし者八十七名降りし者僅かに十

小川村	山根 清信	地福村	内田 義人
地福村	領家 利男	明木村	上田 義祐
佐々並村	松村 勇	佐々並村	佐々木 勇
徳佐村	橋 正	徳佐村	佐伯 節男
生雲村	田中 一夫	吉部村	佐々木 聖
吉部村	弘中 保助		

七名選手七名の内二番三番五番七番にて卒業せし  
もの四名もあり右の内二番は入學當時十四番三番は  
七番五番は十九番十七番は補欠入學なりき

四、道場に於ける心得へき事

- イ道場は神聖なる場所なることを常に念頭に置き練武  
者は勿論參觀者とも雖も禮儀作法を正しくすべし
- ロ道場に入る際は履物外套帽子などを着用することな  
く服装を正し袴をつくへし
- ハ道場に入る時は入口に於て敬禮をなし次に劍道の祖  
神に對し師長に對し相互に對し相當の禮をなし規定  
席に付て正座し姿勢を正しくし決して見苦しき態度  
をなすことかく靜肅を旨とし拍手喝采をなし或は粗  
暴なる言語を發すべからず
- ニ練武者の用具は規定の品を用ふるは勿論取扱を鄭重  
し殊に竹刀(太刀)は武士の魂なれば決して粗暴に  
あす可からず
- ホ稽古着を着する時は立ちしまゝ着け又は裸体となる  
が如き見苦しき事をなすべからず
- ヘ相互禮節を重んじ無法の所業卑劣の動作若くは對手  
者を侮蔑する如き言動をなすべからず

五、技術の基礎

- イ勇氣 劍道に必要な眞の勇氣は最も人格高き心よ  
り出づるものなれば第一心を正しくせんことを要す
- ロ態度 劍道練習の目的は身体を鍛鍊すると共に精神  
を修養するものなれば最も態度に注意し禮儀作法廉  
耻を重んずべし
- ハ明鏡止水の如き心 心の美しき事曇りなき鏡の如く  
靜なる事止まる水の如きを明鏡止水と云ふ此の心掛  
は相手の何をなすや又相手に對し何をなさんかの判  
断を下すに最も必要なり此の心を又無念無想と云ふ  
人あり
- ニ姿勢 臍下に力を入れ正しき姿勢の必要は技術を練  
磨する点に於て身体を活動する点に於て體育上の点  
に於て正しき心となる點に於て必要なり
- ホ眼の付け方 相手の目と体全体を見其の見る心の目  
にて見る様にすべし
- ヘ太刀の持ち方 實地に示す

- (ト) 足の踏み方 体の運用の善悪は足の踏み方により定まるものなれば注意すへし
- (チ) 間合 間合とは對手と自分との距離を云ふ間合には三種あり
  - 一、手を延ばせば當る間合……初身者を對手となすに用ふ
  - 二、一步踏み込み當る間合……互角練習の時に用ふ
  - 三、二歩踏み込み當る間合……試合の時に用ふ
- (リ) 懸聲 懸聲は精神を一事に集中する点に於て對手の勇氣を挫く点に於て又体育上に於て効果あり
- (ヌ) 体當 りは又對手の構及体をくずして勇氣を挫き自分の打損したる時に用ひ又自分の体を鍊る点に於て必要なり
- (ル) 殘心 殘心とは對手を正確に撃ちし時と雖も尙對手の動作に依て業を施し得る態度と氣分とを云ふ
- (ヲ) 氣合 氣と合とは精神を一事に集中する事を云ふ氣合は劍道練習上必要なるのみならず何事をなすにも必要なり此の氣合は劍道練習の間に於て修養する事を得べし此の氣合の事を或書に一事一念とも云ひをれり

- (ワ) 先 先とは常に對手を氣分に於て技術に於て失にして改むるをいふ種類に三種あり
  - 一、先 總べて對手を守らしむるを云ふ
  - 二、後の先 相手の撃ち來たるを撃つをいふ
  - 三、先々の先 相手の撃たんとし對手も亦撃ち來る場合に共に先んじて打つを云ふ
- (カ) 試合中必ず改むべき場合 油斷し居る時は勿論其他構体の崩れし時起り頭盡たる時撃損したる時
- (キ) 四殺法對手の刀 休業及氣を殺し攻むるを云ふ
- (ク) 足搦 對手に接近したる時足及刀を用ひ對手を倒すを言ふ此の業は對手の餘り自分に接近するを防ぎ又對手の勇氣を挫くに利あり
- (ケ) 竹刀の長さ及輕重の事一、長さは三尺八寸を以て技術の練習磨上ありとし安政三年講武所創設の際時の大家相談り定められたり
- (コ) 一、輕重は自分の力量に相當するものを用ふべき事
- (ク) 擊込の効果
  - 一、精神を統一さする點
  - 二、攻撃的精神養成の點
  - 三、刀の運用を自由自在ならしむる點
  - 四、身体を敏捷に活動せしむる點

- 五、姿勢を正しくする點
- 六、身体を強壯にする點
- 七、心氣力を一致する點
- 八、元氣を養ふ點
- (ツ) 擊込の要領
  - 六、試合後の禮式
  - 七、構方の種類
    - イ、上段の構
    - ロ、中段—星眼—青眼—晴眼
    - ハ、下段の構
    - ニ、八相の構
    - ホ、脇構の構
  - 八、基礎となるべき擊方拂方(受方)
    - イ、面—正面—左面—右面—左右構面及拂方
    - ロ、突……前突……表突……裏突……片手突及拂方
    - ハ、籠手—拂方
    - ニ、胴—右胴—左胴—拔胴—拂方
    - 九、連續の擊方
- 籠手 面籠手面、胴と連續し撃つ形數十種これを三段三段の擊方とも云ふ
- 十、道具の附方

- 十一、中段より先にて對手に攻入る形
  - イ、面攻め撃つ形
    - 一、對手を撃つ爲劍尖の下たりしところの出頭を飛び込み撃つ
    - 二、劍尖を左に上げ受け 癖の人には左面を撃つ
    - 三、劍尖を右に上げ受ける癖の人には右面を撃つ
    - 四、對手の劍の左若しくは右に拂ひ正面を撃つ
    - 五、劍先を軽く押へ正面を撃つ
    - 六、撃ち落して正面を撃つ
    - 七、接近し別るとき大きき振りかぶり面を撃つ
    - 八、劍尖を下げて下る癖あるものには正面横面を撃つべし
  - ロ、突に攻め入る形
    - 一、前突—基礎突方に於て説明す
    - 二、表突—刀を稍右に向けつつ突く對手の劍の右より
    - 三、裏突—刀を稍左に向けつつ突く對手劍の右より
    - 四、左に拂ひ突く
    - 五、右に拂ひ突く
    - 六、劍尖にて押へつ、突く
    - 七、劍尖を右若しくは左になし或は下る癖ある人には前突若しくは片手突にて突く

- ハ、籠手に攻め入る形
  - 一、劍尖高きものには進みて撃つ
  - 二、劍尖の下りし時には上より撃つ
  - 三、左に拂ひ籠手を撃つ
  - 四、自分の太刀を左肩擔き右籠手を撃つ
  - 五、面を撃ち劍尖を高く上る癖あるものには引きつゝ籠手を撃つ
  - 六、劍尖を押へ強く上る癖あるものには押へすぐ籠手を切る
  - 七、上段より面を撃つ色を示せば之を防がんとする
  - 八、上段より踏み込み籠手を撃つ
  - 九、胸に攻め入る形
    - 一、劍を振り上げ飛入りつつ右足より進み右胸を撃つ時には左胸
    - 二、接近しをる時相手の劍を振り上げしとき右若しくは左胸を撃つ
    - 三、左右の面を連続し撃ち相手の手もとを高く上げし時右若しくは左胸を撃つ
    - 四、接近し分るる時振りかぶり左足より引きつつ右若しくは左胸を打つ

- 五、相手の劍を強く押へ放すと同時に右胸を切る
  - ホ、横面を攻め入る形
    - 一、相手の劍を左に拂ひ横面を左足より進みつゝ撃つ
    - 二、劍尖の下りし時左足より進みつゝ撃つ
    - 十二、後の先にて對手を撃つ形
      - イ、面を撃ち來るとき一籠手を撃つ形
        - 一、劍尖の下りし時籠手を撃つ
        - 二、右手の目高さに上りし時籠手を撃つ
        - 三、左右の手延びし時体を左に開き籠手を撃つ
        - 四、自分の劍尖を右に摺り上げ籠手を撃つ
        - 五、一步退き籠手を撃つ
  - （胸撃ち）
    - 一、自分の劍尖を左に摺り上げ右胸を撃つ
    - 二、自分の劍尖を左にし受け右胸を撃つ
    - 三、相手の体及劍に觸れざる様体を右足より一步右に開き右胸を撃つ
  - （面撃ち）
    - 一、自分の劍尖を左に摺り上げ面を撃つ
    - 二、劍尖を右に摺り上げ面を撃つ
    - 三、一足自分の体を引き撃損したる時面を撃つ

- 四、左右に切落し正面を撃つ
  - （突）
    - 一、左右の手の上りし時突く
    - 二、撃んとする時拂ひ突く
  - イ、相手の籠手に撃來る時
    - （籠手撃ち）
      - 一、右に振ひ籠手を撃つ
      - 二、劍尖を右にし受け籠手を撃つ
    - （突）
      - 一、右に拂ひ突く
      - 二、左右の手を延し突く
    - （面撃ち）
      - 一、右に拂ひ面を撃つ
      - 二、自分の左右の手を体に最も近く振り上げつゝ半歩程引き面撃つ
      - 三、劍を左に擔き面を撃つ
      - 四、右突をはなし又持ち面を撃つ
    - （横面）
      - 一、右手をはなし右足を引き左手を延し横面を撃つ
      - ハ、相手の突に來る時（面撃ち）
        - 一、拂ひ面を撃つ

- 二、半歩程引き面を撃つ
  - 三、相手の劍尖の下りし時進み若しくは引き面を撃つ
  - 横面一横面撃の要領にて右足を引きつつ撃つ
  - （胸撃ち）
    - 一、摺り上げ右胸を撃つ
    - 二、自分の劍尖を左にし受け右胸を撃つ
    - 三、自分の体を右に開き相手の右胸を撃つ
  - （突）
    - 一、拂ひ突く
    - 二、自分の左右の手を引きつゝ相手の劍尖を押へ突く
    - 三、相手の突受の爲の劍尖下りし時前突を突く
  - イ、相手の右胸に來る時
    - 一、拂ひ籠手を撃つ
    - 二、拂ひ突
    - 三、拂ひ面を撃つ
    - 四、押へすぐ又相手右胸を撃つ
  - ホ、相手横面に來る時
    - 一、構へしまま体を引くし又立ち面を撃つ
    - 二、劍尖を上げ右より受け面を撃つ
    - 三、劍尖を上げ右に拂ひ相手の右手にて持んとする

時右籠手を切る  
四、劔尖を上げ右に受け左足を左に開きつゝ左腕を切る

十三、審判法

表審判 裏審判 権限其他

十四、審判上特に心得べき要點

イ、禮節を重んぜず卑劣の動作無法の所業あるものは演武を中止せしむ

ロ、確實に撃突したる場合と雖構を崩し引揚ぐるものは勝とせず

ハ、確實に撃突したるにあらすして漫りに構を崩し切揚げたる場合に反て一方が其れを打ちし場合は勝とす

ニ、竹刀を落したる場合には適法の組合は中止せしむへからず(危険なれば安りに行はしむ可らず)又余り組打ちを奨励する必要もなし

ホ、相撃の場合には攻撃に出でたるものを勝とす

ヘ、規定より長さ刀又は輕量のもの使用を禁ず

ト、他人の容喙を許さず

チ、公平なるべき事

リ、勝負はなるべく早く決する様にすべき事

ス、竹刀及道具の破損にれらざるや否やに注意すべき事

ル、竹刀の持方正しきや否

ヲ、心氣力一致の點

ワ、攻撃に出たるときは稍軽くとも勝とす

十五、階級の事

十段より初段 一級より二級 三級より四級 五級

黒紐 茶褐紐 緑 緑の交

十六、大日本帝國劔道形

形は技術中最も基本となるべき撃ち及受けの形を以て組立てられしものにして此の形により劔の使用法を知ると共に姿勢を正し目を明にし足の踏方、目の付方竹刀の持方を知り其他間合氣台等練る爲昔より劔道を學ぶ第一歩として必ず形を學びしものなり古來我國には劔道の形に何々流と百余種もありしが種々不便を感じ大正元年武徳會主となり全國名流大家に諮り各流の長を採り新に制定されしものを名けて大日本帝國劔道形と云ふ

十七、指導上特に注意すべき點

イ、初身者を指導するに當りては最も禮儀作法を正し

くなさしめ初より防具を付けざる事なく先づ撃方拂

方の基本練習を充分なさしむべし

ロ、最初より元氣を出し練習さする必要あれども撃ち方は極めて輕くなさしむること

ハ、凡てを自動的に出づる様指導すべし

ニ、指導は至誠熱心親切に教授すは勿論常に總ての點に於て善良なる模範を示すべし

ホ、斯道の趣味を感得せしむべし

ト、衛生の點に注意

ト、劔道練習の目的が技術を練よりも精神の修養に重きを置き各地演武會に選出する選手の如きも只單に技術の優秀なる人を出すより劔道により養はれつつ人格高き人物を出す様になす方將來の發展に好結果を來すべし

▼大日本帝國劔道形加立會

立會

一、打太刀仕太刀劔を提げ立禮に始む

(註)最初右手に提げ(及部を上にし所謂提刀にして自然のまゝ)立會の間に進む立會の間に進むたる後禮をなし刀を右手より左手に持ち換へ拇指を鐙に懸く(及引の時持換ゆると同時に左腰に帯ひ左

手を鐙元に添へ拇指を鐙に懸く禮は先づ正座(玉座又は神前)に向て敬禮を爲し後相互の禮を爲すもの

一、立間合の距離は凡そ九歩とす

但互に大きく三歩つ、踏み出し蹲踞しつゝ劔を抜き合す其構はやゝ右足を踏出し自然禮なるを度として立ち上り劔尖を下け互に左足より小さく五歩退き

(註)此場合必ず一旦中其條項の構(註)次に行ふを爲す

一、最終の禮は最初に同じ

(註)最終の禮は先づ相互の禮を爲し次に正座(玉座又は神前)に向ひ敬禮して退場するを順とす

懸聲

一、ヤ、トの二聲となす事

劔

一、正式に白及(註)「及引」を用ゆ

練習には木劔を用ゆ其寸法左の如し

総尺三尺三寸五分 但鐙切羽の間五分

柄八寸

小太刀一尺八寸

柄四寸五分

第一本

打太刀諸手左上段仕太刀右諸手上段にて互に進み(打

太刀左足より仕太刀右足より)間合に接するや打太刀は機を見て右足を踏出し仕太刀の正面を打つ仕太刀は左足より體を少し後方に抜き打太刀の正面を打ち(註)「敵か攻勢の氣力なきにて其劍先を敵の中墨に付け充分なる氣位を以て打込むへし」左足を踏出し上段に冠り(註)「左足を踏出すと同時に上段に冠るなり」殘心を示す(註)「第一本より第七本に至るまで何れも刀を上段に執ると否かを問はず必ず充分なる殘心を示すを要す」打太刀は劍尖を下段のまゝ左足より二歩退き(註)「間合の度により退き方大小あり場合により一步に止まるも差支なし」下段より劍尖を中段に着くるを仕太刀も同時に上段を下ろし相中段となり劍尖を下げ元に復す

第二本

打太刀仕太刀相中段にて互に進み(註)「打太刀仕太刀共に右足よりす」間合に接するや打太刀は機を見て仕太刀右籠手を打つ仕太刀は左に左足を抜き大きく右足を打出し(註)「左右も右足に連れて一致の動作を要す」同時に右籠手を打ち相中段となり劍尖を下げ元に復す

第三本

打太刀仕太刀相下段にて互に右足より進み間合に接す

つ左足より右足を踏み出し位詰にて二三歩(場合によりては四五歩)右足より進なり其左足より踏出す所以は最初左足より充分に引き右足より充分突き出したるを以て若し右足より踏出すときは不利なると同時に打太刀に間合を與へ形の正確を失ふか故なり又打太刀此時劍尖を下段の度合に下げつゝ仕太刀の左に抜き左足より體を引き後相中段となるなり「劍尖を下げ元に復す

第四本

打太刀八相仕太刀脇構にて互に右左足より進み間合に接するや打太刀は機を見て八相より仕太刀の正面を打つ仕太刀も同時に脇構より打太刀の面を打つて以て相打となり(註)「打仕共充分なる氣勢を以て各其構より變して上段に冠り打込むなり上段に冠る度合は両腕の間より敵の體の見ゆるを度とす又打ち込むときは諸手を充分に伸ばすへし總て第四本は大業を示したるものなれば大きく伸るを可とするか故に間合は度合も最も注意を要す打込みて後は相互の刀身鑄と鑄と合して自然中段となる其間雙方共に同等の氣位肝要なり」打太刀は「註機を見て」劍刃を少し仕太刀の左に返し右足を進むると同時に「註左足も連續して」諸手にて仕太刀の胸

るや仕太刀は機を見て劍刃を少し仕太刀の左に向け諸手にて仕太刀の胸部を突く(註)「鑄を以て摺り込み敵の水月を突くの意なり」仕太刀は之を入れ突きに流すと同時に(註)「流すは萎すの意なり」打太刀の胸部を突く(註)「打太刀の突きたるとき仕太刀は其刀身を劍尖凡そ物打の處にて鑄を以て軽く流し相互に刀身の縁の切れさる様に打太刀の突を入れるなり此場合打太刀は左足より一步大きく體を引くへし若し體を引かすして手のみ引くときは仕太刀か再び突き返す時の間合に於て其正確を誤る故に打太刀の進む度合に應じ充分に體を引くを要す」打太刀は此時右足を引き仕太刀の劍尖を右に押へ左足を引くと同時に又左に劍尖を押へるを(註)「此場合打太刀は右足を後方に抜き左右の手は諸手のまゝ、稍々半身の構となり劍尖は敵の咽喉部に着け仕太刀の刀を劍尖凡そ物打の鑄にて押へ左足を引くと同時に劍尖を下より返へし又鑄にて押へるなり右足を後方に抜きし後再び右自然體の構に變するか故に其右足抜き方は注意して正確を保つを要す又劍尖を返へすは向て敵の右より廻はし返すなり」仕太刀は左足右足より位詰にてやゝ二三歩右足より進み後相中段下なり(註)此時仕太刀の劍尖は充分に突きの氣勢を以て先つ

部(註)「水月」を突く仕太刀は左足を左に轉ずると同時に捲き返し打太刀の面(註)「正面」を打ち相睛眼となり劍尖を下げ元に復す

第五本

打太刀左諸手上段仕太刀睛眼にて互に進み(打太刀は左足より仕太刀は右足より)間合に接するや打太刀は機を見て右足を踏出すと同時に諸手上段より仕太刀の正面を打つ仕太刀は其劍を擡上げ打太刀の正面を打ち右足を引き左上段に冠り殘心を示す打太刀は劍尖を睛眼に着くるを以て仕太刀も左足を引き劍尖を睛眼に下ろし相睛眼となり劍尖を下げ元に復す

第六本

打太刀睛眼仕太刀下段にて互に右足より進み間合に接するや仕太刀は機を見て下段より劍尖を睛眼に着くるを打太刀は右足を引くと同時に左上段に冠り(註)仕太刀が下段より睛眼に上げんとするとき即ち仕太刀の劍尖が稍々一尺位上りたる處にて上段に冠るを度とす「仕太刀は睛眼のまゝ大きく右足より一步進む(註)「左足も連續して」打太刀は直ちに睛眼となり機を見て仕太刀の右籠手を打つ仕太刀は其劍を摺り上ると同時に左足を左に抜き右足を踏出して右籠手を打ち(註)左

足を左に披くと同時に敵刀を鎧にて(劍尖凡と物打の處にて)摺拂ふなり」右足を踏出し上段に冠く殘心を示す打太刀は劍尖を下げ左足より少し引き相晴眼となり劍尖を下げ元に復す

第七本

打太刀仕太刀相晴眼にて互に右足より進み間合に接するや打太刀は機を見て仕太刀の胸部を諸手にて突く(註)「一步軽く踏込み劍尖を稍々仕太刀の左に向け諸手を以て鎧にて摺込みつゝ突くなり」仕太刀は諸手を伸ばして劍尖にて其劍を押へ(註)「支へる意なり」互に相晴眼となり打太刀は左足を踏出し右足を踏出すと共に体を捨て諸手にて仕太刀の正面に打込む仕太刀は右足を右に披き左足を踏出して体を摺り違ひながら(註)此時仕太刀は其体變化するも着眼を体より離さず」諸手にて打太刀の右腕を打ち右膝踏踞(註)「右膝を突き左膝を立つ此場合右足尖を立つ」脇構をなし殘心を示し後相晴眼となり劍尖を下げ元に復す

説明

第一本 相上段は先づ氣位にて互に進み先々の先を以つて仕太刀勝つの意なり  
第二本 相中段は互に先の氣位にて進み仕太刀先々の先

にて勝つの意なり

第三本 相下段は互に先の氣位にて進み仕太刀先々の先にて勝つの意なり

第四本 陰陽の構にて互に進み仕太刀後の先にて勝つの意なり

第五本 上段晴眼互に先の氣位にて進み仕太刀先々の先にて勝つの意なり

第六本 晴眼下段互に先の氣位にて進み仕太刀先後の先にて勝つの意なり

第七本 相晴眼にて互に先の氣位にて進み仕太刀後の先にて勝つの意なり

小太刀形三本 (打太刀長劍仕太刀短劍)

第一本

打太刀上段仕太刀晴眼半身の構へ互に進み(打太刀左足より仕太刀右足より)仕太刀入身となるを打太刀は上段より仕太刀の正面を打ち下るす仕太刀は体を右斜に披くと同時に受け流し(註)「鎧にて受け流す」打太刀の正面を打ち左足より一步引き上段に取り殘心を示し後相晴眼となり劍尖を下げ元に復す

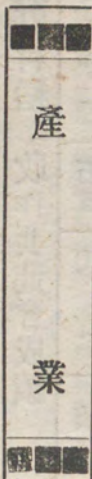
第二本

打太刀下段仕太刀晴眼半身の構へ互に右足より進み仕太

刀の入身とならんとするを打太刀は脇構へに披き仕太刀の再び入身となるを脇構へより正面に打込む仕太刀は右足を左斜前に前進し体を左へ轉じ其の劍を受け流し面を打ち打太刀の二の腕を押へ(註)「上より押へるなり」劍尖を咽喉部に着け殘心を示し後相晴眼となり劍尖を下げ元に復す

第三本

打太刀晴眼仕太刀下段半身の構へ互に右足より仕太刀入身とならんとする打太刀は上段仕太刀は正面を打ち下るす仕太刀は其の劍を右へ摺り落すを打太刀の右腕を打ち仕太刀は左足を左斜に踏むと同時に小太刀の鏝本にて打太刀の鏝本を押へ入身となり打太刀の二の腕を押へて(註)「上より押へること」三歩進み劍尖を咽喉部に着け後晴眼となり劍尖を下げ元に復す



阿武郡北部六ヶ村聯合第一回  
稲作多收作共進會成績

(但三石以上のもの)

品種	石	數	村	名	氏	名
早生神力	四石二二二	全	福賀村	竹田	清市	
全	三、二七六	全		大谷	庄熊	
大阪神力	三、二七六	全		小野	彌市	
早生神力	三、二〇八	全		大田	吉之助	
中生神力	三、三三三	全	彌富村	兒玉	寛一	
全	三、三三四	全		城一	隆登	
神力愛國	三、〇〇〇	全		村上	卯八	
愛徳	三、六四五	全	小川村	堀野	佐吉	
都	三、一五二	全		岡崎	友穂	
雄町	三、〇六〇	全		村上	善治	
愛徳	三、七五八	全	田万崎村	宮崎	勝次	
全	三、七〇三	全		藤村	長次郎	
全	三、五七二	全		宮本	利一郎	
全	三、三七〇	全		金子	末治	
白玉	三、三一五	全		津森	又治郎	
愛徳	三、〇七八	全		藤井	善治	
戊申都	三、〇四五	全		梅地	彦治	
中生神力	三、三五五	全	須佐村	田村	万穂	
辨慶	三、二九二	全		久保田	伊作	
晩生神力	三、八八八	全	宇田郷村	西村	卯三郎	

全	雄	全
町	三、一〇四	三六、〇〇
	三、〇一四	全
	全	虎竹 大治 岩本 虎藏 西村 卯八

町村稻多收作共進會成績

開設村	品 種	石 數	氏 名	摘 要
字田郷	晩生神力	三、八六	西村卯三郎	外三石以上十名
彌富村	愛國	三、六六	虎竹	外三石以上十名
彌富村	愛國	三、六六	虎竹	外三石以上十名
彌富村	愛國	三、六六	虎竹	外三石以上十名
彌富村	愛國	三、六六	虎竹	外三石以上十名
彌富村	愛國	三、六六	虎竹	外三石以上十名
彌富村	愛國	三、六六	虎竹	外三石以上十名
彌富村	愛國	三、六六	虎竹	外三石以上十名
彌富村	愛國	三、六六	虎竹	外三石以上十名
彌富村	愛國	三、六六	虎竹	外三石以上十名

紫福村	金子 真吉	外三石以上十三名
西村 熊一	外三石以上十一名	
山根 浅熊		
木永 茂松		
中尾 剛祐		
杉 木		
杉 木		
杉 木		

阿武郡産米水分含量檢定成績

大正九年度産米中左記各村の分本縣農事試験場へ依頼し水分の檢定を行ひたる結果左の如し

大井村産米	一五、二%
德佐村産米	一五、四%
彌富村産米	一五、四%
須佐村産米	一六、四%
椿村産米	一五、二%
佐々並村産米	一四、四%

地福村 稻作改良

阿武郡地福村稻作改良の爲先に全部落に涉り山時郡技手三戸村長福江技手等出張し晝夜に涉り宣傳して村内六百四十戸中三分の一に對し一反歩以上の村農會稻作模範田

改良植實行者

- 一町三反歩 宮崎 恒雄 一町一反五畝歩
- 内山龍之祐 一町五反歩 村上儀三郎
- 一町五畝歩 吉村 熊樞 一町五反五畝歩
- 有田 豐藏 一町歩宛 山根喜代熊
- 上田 直熊 領家 貞吉 森弘 梅藏
- 藏田 作一 六畝歩 森弘 忠一

椿村紫雲英採種狀況並ニ販賣成績

明治貳拾年頃稻肥として石灰の施用一時非常に盛となり次て人造肥料の使用益々旺盛となり爲に田地は地力を失ひ生産力は漸次衰へ來り人々憂慮せし所なりしが此挽回策として緑肥の栽培澆灰の施用獎勵に努めたり當時の緑肥として主に麥間緑肥の栽培のみなりしが時勢の進運に伴ひ明治三十八年頃勞務賃及肥料價格の騰貴と共に麥作の利益少きを悟り地力の増進に努めたる結果裏作として紫雲英栽培を爲すに至れり然るに當時種子美濃産のもの壹升五拾錢以上にして一反歩當り種子代壹圓五拾錢貳圓内外を要し農家は更に苦痛とする處たりしか偶々篤農家を以て自家用の種子は其田地の一部に採種せしめたるに其結果割合に良好にして種子代價を省く事を得るのみ

を設けて大標札を建て一は以て指導に一は以て村民に模範を示しつゝあり又苗代の改善に就ても先に福江技手多數の篤農家を引率し婦人も加はりて福江村吉田の模範苗代を視察せる結果苗代改善に着手せるもの百名以上に達し而して苗代薄蒔全部の實行者は岩村安太郎、岩村幸七、森弘梅藏、石田宇平、小林末吉、中山喜三郎、羽野種一、田中福松、白松龜三郎、吉村熊樞、内山桃一、伊藤文一、藏田作一、板恒高一、伊藤八百吉、湯原藝仁左衛門、佐々木與兵衛、石子實之進、山本政吉、宮崎恒雅、伊藤秀熊、有井宜次、山根喜代熊、村上大吉、村上與作、村上儀三郎、内山實熊、内山滝之祐以上二十八名に達せり尙植方の改良法長方形密植方法實行着手者約八十名あり改良植耕地全部に對しての實行者は十一名にして改良植面積五十町一反歩以上に及び其の氏名は左の如くにて同村は農業改良宣傳の歌を頒布し更に村長實行の村便りは同村農會技手の實地指導と相待つて稻作改善の機運を昂めたり本年秋の村農會第二回及東部七村聯合の第一回稻作多收共進會には面白き數字を示すべく尙來年度には各區に模範苗代の設置指道及各苗代の設置に擔當者氏名標示稻作模範田の普及等大々的宣傳を行ひ其の促進に努むべしと



ならず其成育も亦比較的好成績なるに依り益々緑肥の栽培面積の増加に努め之が利用を奨励せり然るに年々採種せる種子は自家用に餘剰を來たしたるに依り茲に始めて之を仲買人に賣却せしに相當の利益あるより農家は競て販賣用として多量採種するに至れり

抑本村東部地方は砂質壤土排水良好にて紫雲英良く繁茂し採種量多額なるも販賣方法に就ては未だ其智識幼稚にて一に仲買人に左右せられ其價格も亦低廉區々にして常に生産者の大に遺憾とする處なりしが大正四年本村東部青年會見る處ありて之が仲介者となり廣く之れを販賣せんとせしに品種の統一を欠くのみならず生産過剰の爲めに豫期の成績を收むること能ず之が處置に困却を極め生産者をして一時非觀せしむるに至れり

大正四年村農會の設立せらるゝや品種の統一を計り一方には在來種と比較栽培をせしに其成績優良にして原種の退化も亦輕微なり目下は路傍畦畔等に叢生せる野生種も拾年以前に見し早生矮少なる品種の跡を斷つに至れり茲に於てか去る大正五年度より村農會に於て之が共同販賣の取扱を開始せしに其結果豫期以上の成績を收め生産者は爲めに大に心を安し之れが栽培に従事し益々斯業改善發達に努力するに至れり由來種子販賣としては農會に

於て開花の時季に第一次生産調査を爲し更に種子の調査製荷造を一定して嚴密なる検査を遂げ販賣するものなれば前陳の如く岐阜種に比し敢て遜色なきのみならず其代價も亦低廉にして益々需用者を増加するに至れり而して地方仲買人に販賣するよりも壹升五錢以上高價に賣却せられ生産者は何れも満足せり然るに農會の資金少きを爲め生産者に代價の立替を爲す能ず依て大正六年度より椿村紫雲英採種組合を組織し椿村信用組合と聯絡を取り以て金融の便を計ると共に一段の品種の改善種子の調製包装の完全を期する事となせり現在採種組合員壹百有餘名採種石數約百五拾石壹万圓の収益を見るに至る尙ほ漸次採種量を貳百石に遞加し以て各地の需用に應せん

阿武郡彌富村有林營林地施業要領

本郡彌富村有林營林地總面積は七百二十町歩にして大正十年度より松天然林十三町五反歩全十五年度より雜森六町歩の割合にて連年伐採する計劃にして其は伐採により収益は大正十年度より連年一万一千四百二十一圓大正十五年度より一万三千二百二十一圓の見込にて其の伐採跡地は左記三個の作業種を設置し更新するものとす

記

三百町歩 松單純連年作業(天然林)輪伐期四十年

三百町歩 杉扁拍混着連年作業輪伐期五十年

百二十町歩 雜木天然林 輪伐期二十年

(皆伐喬林作業)  
(皆伐矮林作業)

桑の介殼虫驅除法一斑

桑の介殼虫驅除は普通越冬期(秋季落葉後翌春發芽前迄)に於て一青酸瓦斯の燻蒸(二石油乳濟撒布、三石灰硫黃合濟の撒布四石油塗沫五潰擦法等が行はれて居るが青酸瓦斯の燻蒸は苗木に利用せられ桑園には未だ利用せられぬ石油乳濟及石灰硫黃合濟の撒布は越冬期に於ては本虫の性質が極めて頑強で藥濟に對する抵抗力強きため充分の効果を收むる事困難とせられある石油の塗沫は相當の効果を收め得べきも時に桑樹を害する危険を伴ふの外多額の石油代及勞力を要し潰擦は最も多くの勞力を要する缺陷がある

夏季驅除  
然るに夏季一週間乃至十日内に(發芽後は芽を害するところがある)石灰硫黃合劑を撒布するときは稍々多忙の時期ではあるか

一、殺虫の効果頗る顯著なる事

二、作業容易にして勞少く且驅除の周到を期し得る事

三、藥劑の費用少きこと

四、桑の介殼虫の外赤壁飛、スラリツプス、スキムシ其  
他病害虫の驅除豫防に効果あること

等の利益あり最も合理的である

石灰硫黃合劑

調合量

生石灰 百二十匁 (六十匁乃至二百四十匁)

硫黃華 百二十匁

水 一斗

製造方法

石油空罐又は釜に用量の生石灰を投じ極めて除々に少量宛の熱湯を注ぎ充分消和したる後硫黃華を投じ(初め水にて泥狀に練れるものは一層能く)約三升の熱湯を入れ三十分間絶えず攪拌して煮沸するときは液は漸次赫色を帯ぶるに至るをまち此時再び熱湯を注がし全量を一斗となし約十分乃至二十分間煮沸せるものを原液(普通比重ボーメー四度)とす

撒布

株直後は撒布面積が少いので普通一反歩一石内外にて足

る五月中下旬幼虫の孵化當時の未だ背部に介殻を覆ひ初  
 るない時期に於ては前記原液に十倍の水を加へ(ボーマ  
 ー〇、四度余)撒布す然るが幼虫が固着し僅かにても介殻  
 を形成したるときは原液を撒布せざれば充分の効果を受  
 むること不可能である故に本期の驅除は周到なる注意を  
 拂ひ幼虫孵化當時に撒布するを要す然るに本虫の發生は  
 年によりて一定せざるを以て發生作業の都合及蠶兒の發  
 育により適期を選ぶこと能はざるときは原液を撒布する  
 も尙他期の驅除に比し遙かに有利である

- 一、生石灰は消毒用罐入を選ぶこと
- 二、硫黃華は普通藥店に販賣せるものにて差支なし
- 三、製劑中加水は必ず湯を用ひ冷水を避くること
- 四、撒布は晴天の日中を可とす
- 五、撒布後藥液の乾燥せざる内降雨ありたる時は雨後撒布すべし
- 六、撒布後噴霧器は丁寧に控除すること
- 七、藥劑を使用する際ボーマー比重計を備ゆる時は極めて便なり
- 八、多量の液を要する時は生石灰六百匁硫黃華一貫二百匁水一斗にて濃厚石灰硫黃合劑を製し(製法は

前記のものに準ず普通ボーマー二七度の者生す  
 之にも七倍の水を加ふる時は前記原液(ボーマー  
 四度)と同濃度となる

經費(幼虫期)

一反歩撒布に要する藥劑の價額〔一石〕

生石灰 百二十匁 四錢

硫黃華 百二十匁 十二錢

計 十六錢

此の外若干の薪炭代を要す介殻虫稍々發育しボーマー  
 四度液を撒布するときには十倍即す一圓六十錢の藥劑代  
 を要す

□綠肥サードウ井ツケンニ就テ

來歴及性質、本綠肥は先年農科大學の麻生博士が獨乙か  
 ら取り寄せられて三重縣に試作せしめられ其後各地の農  
 事試驗場にて試作し孰れも非常なる良成績を示して居る  
 大體の様子は本邦各地に自生せる「ヤハズエンドウ」に  
 似て居るが其繁茂力は逆も其比ではない。九月中下旬か  
 ら十一月中下旬頃迄に播種すると(勿論地方に依り播種  
 の適期は異なるが早き程有利な様である)一週間もすると  
 發芽する、發芽當時は誠に貧弱だが次第に繁茂して

九州地方の如き比較的暖地では一、二月の嚴寒の候既に  
 全團一面本綠肥を以て掩はれ、四面枯死せしが如き内に  
 獨り本綠肥の青々たる有様を呈するのは誠に氣持よい位  
 であるが三、四、五月と温暖を加ふるに従つて益々旺盛  
 となり五月中旬開花草大七八尺以上となり收量も反當二  
 千貫は容易である事は記者の自ら實驗せる處である。  
 又比較的寒冷な鳥取縣での記者の實驗に依れば十月中下  
 旬に播種すると二月下旬の雪融け頃までは漸く生きて居  
 ると云ふ位だが三四月と温暖になるに従ひ殆んど想像も  
 つかね位旺盛なる發育をなし九州地方に殆んど劣らぬ成  
 績を示した。種子の成熟は七月上旬で比較的寒冷な地方  
 程結實が容易の様で一反歩から二石は確かに穫れようと  
 思ふ今三重縣農事試驗場から戴いた御報告に依ると次の  
 様である

- 一、紫雲英との比較(水田)
- 排水可なる場合には同等又は以上の收穫を得(試  
 驗繼續中)反當收量千三四百貫の見込
- 二、桑、茶果樹園間作
- 土地に依り相違あるも在來の綠肥蠶豆紫雲英青刈大  
 豆に比し同等乃至二倍以上の收穫を得(試驗繼續中)

三、播種適期

九月中旬を最適とし十月中旬迄適期とす

四、所含成分量(生草は開花盛の時)

生草 〇、六二 〇、一七 〇、四九  
 干草 三、六八 一、〇〇 二、九〇

各作綠肥(桑園間作)試驗

播種期	反當收量	備考
本綠肥 九月二十日	四五七貫	無肥料點播
紫雲英 九月廿九日	二五二貫	無肥料條播
蠶豆 十月七日	三七六貫	同
苜蓿 十月五日	三二四貫	同
豌豆 十一月五日	三四二貫	同

備考 桑園は畦巾五尺のものにて二年生園なり  
 各府縣とも非常に優良な成績を示し特に鳥取縣は桑園  
 間作として最有望だとの事で非常なる勢で普及しつゝあ  
 る

視察報告

阿武郡書記 三好照夫

出發 三月一日  
歸郷 三月十一日  
視察地

府縣名	目的	所在地
岡山	兒島灣動力利用 農具及熱風爐	岡山縣兒島郡藤田村 (宇野線妹尾驛より一里)
岡山	茶屋町産業組合	岡山縣兒島郡茶屋町 (宇野線茶屋町驛附近)
奈良	大原獎農會	本線倉敷驛より約二十町
三重	永代貯金組合	奈良市郵便局
愛知	縣立農事試驗場	參宮線阿漕驛附近
愛知	西加茂郡高橋村治	本線刈谷驛より輕便にて 舉母驛下車其より約一里
京都	縣立農事試驗場	碧海郡安城町 (本線安城驛附近)
京都	碧海郡役所	同
京都	伏見信用組合	紀伊郡伏見町 伏見驛附近

大原獎農會及碧海郡役所は都合に依り中止す  
 一、兒島灣開墾地藤田農場  
 一、世間兒島灣開墾地と稱し居れ共其の實大規模の干

溝事業にして、全面積七千町歩の内約七分の干溝を了し農經營の大計劃により着手せられ、現成功面積一、六九三町歩に及ぶ、藤田傳三郎氏獨力を以て幾多の困難に漕過して成功したる丈今は一村を設けて藤田村と稱し、宇太曲、都、錦の三大部落に分つ。身一度この地に至るや、耕地一望開けて全く異境に在るの想ひあらしむ。殊に耕地區劃の井然たること道路の平坦にして直通せること、橋梁、樋門の多きこと、築堤の周圍に恰も圓に見たる支那の萬里の長城然たること、何れも一驚を喫せざるを得ず、就中藤田村には小學校三、農事試驗場一、開墾事務所、農場監理所の間に点々農家の茅屋を点綴し全く別天地の感あり。

築堤の長さ 五里十七町  
 道路全 八十里二十七町  
 樋門 三六二箇所  
 橋梁 四八九  
 溝渠 五十里二十九町

二、農業經營一斑 大部分沖積層にして肥沃なるも多量の塩分を含む、強粘土にして相當の收穫を得る迄に

は容易なることにあらず、畑地として經營せんか強粘土に對する耕作の困難と鹽分の除去容易ならず、之れを以て全部田地作として經營することに決せり小作農組織と直營農組織との二つの經營をなす、小作農は一戸耕作反別一町五反乃至二町歩耕作には水稻裏作は麥、蠶豆、等を栽培せしめ副業として花蒔疊表の製造吹繩の製作又は養鶏等を奨励しつゝあり小作料は徵收歩合を定め檢見法により玄米收量の四割乃至六割を限度とし收穫増加を奨励する爲め一反收穫二石を起ゆる時は超過額に對しては歩合三割を減じ三石以上に對しては全然徵收せず。

尙ほ小作人に對する保護奨励のため、土壤肥料等を無料にて分折し、精良なる種苗の供給、農事視察費の補助、共同購入の斡旋、表彰、救恤等大に努めつゝあり。

直營農は大農と小作農との折衷せる分益農組織にして建物及農具を貸與し作人は一戸男二人以上の勞力を爲し役畜一頭の外小農具を所持するものを採用す一戸四町乃至五町歩を耕作せしめ米作の外裏作として小麥蠶豆、肥料用綠肥を輪載す。耕作收納作業は総て指揮命令に従ひ、分益報酬は收穫物の内より種

子肥料、農具、機械の損料、挿秧人夫雇入等直接費用を控除、たる残余の收益中表作は二割五分裏作は三割五分の割合を以て給與す。保護奨励として執業負傷に對しては醫藥料を與へ相互救濟法を設け、又家畜保險法を設け斃死の場合保護奨励となし、作業に對しては夫々優良者表彰の道を講ず。

三、農具及動力利用 一、整地は専ら畜力を利用す二、除草は輕易なる除草器を用ふ三、刈取りは人力による四、脱穀には移動式脱穀器を發明し本器は機械全部を巡航船に設備し水路の兩側に堆積しある稻を順次移動脱穀するものにて其の動力は石油發動機なり(二臺の價格四千圓乃至五千圓余)。五、田地灌慨には揚水機を用ふ扇心動唧筒又は特種水車一七馬力乃至五〇馬力のもの七臺を使用。六、粉磨器は特に藤田農場試驗場の特許品にして汽力による動力を以て廻轉し作業容易、白づれ、碎米少き特点あり七、調理器具は普通の唐器を用ふ只異なるは動力利用なり

四、粉の火力乾燥(熱風爐) 現在設備しあるものは岡原式熱風爐及之れに改造を加へたるもの二種あり

イ、裝置の概要 要部は約三十五石内外を入るべき方形の圓筒にして内部には銅板の丸形のもの上下

に配列したるタンクを六個併列し熱風爐より生ずる熱風により第一はA三〇度、第二は三五度第三は四〇度第四は四五度内外の温度を保持する如くし粉はエレベーターにより第一より順次第四のタンクを通過し最後の二つのタンクは一度熱したるものを更に冷却せしむるものなるが如くこの間時間約四時間内外を要す。

ク、乾燥能力 一晝夜百五十石乃至二百石内外にして一回の時間の長短により一定せず即ち稲の品種、大粒と小粒、土性との關係、粉乾燥の程度等により一様ならざる如し。

ハ、動力其他 動力は調製粉すり等を合して三十馬力の力を有す(内乾燥に十馬力)、燃料石炭として約八百斤、人夫二人にて十分。

ニ、乾燥に要する經費の比較 燃料、人夫粉一石に對し約六錢其他送風雜費を合算して約十錢を見積れば十分なり、之れを同地方の普通行はる、莖干による時は人夫賃並の損料粉のこぼれ等を見積りて約一圓内外を要すべし計算となる。

ホ、設備坪數及經費 タンク六個据付坪數二〇坪(四間に五間)熱風爐据付坪數二坪(三間に一間半)其他汽鍋据付若干を要す。經費は調製迄一切約一萬圓なり。

他汽鍋据付若干を要す。經費は調製迄一切約一萬圓なり。

一、其他參考事項 粉の含有水分は品種、土性、乾燥の程度刈取期、脱穀後の處理及日數、刈取當日の天候等により夫々多少あり乾燥による米の配分に就てもこれ等のことを考量しホフコンの水分檢定により調査の上配分す。火力乾燥は大にしては一村小にしては一部落一大字の限度の區域を限度なるべし。熱風爐にて乾燥すれば粉すり、調製迄同時に行ふて經濟とす然れども單獨に行ふも良しかるべし地方の事情と動力の關係にあるもの如し。尙注意を要すべきは粉すり、調製を同時に行ふとすれば各々器具に注意せざれば米の品質に至大の影響を生ずるものなるが如し。

二、岡山縣兒島郡茶屋町用信購買販賣組合 組合の特色と認むべきもの左に摘録す

1、總代の活動 組合に總代廿八名あり一人にして組合員十三戸乃至二十戸を受持ち肥料其他購入品の申込販賣品の申込着荷分配日時等の萬般の通達申込の取纏めに盡力をなすは勿論一ヶ年四、五回極間總代會を開催すれども決して飲食をなさず只管

組合發展の打合を爲すを例とす

2、愛育貯金 明治四十三年神武天皇祭の日より開始 組合員中出産あるとき金壹圓を支出し愛育貯金に預入れ通帳に記入して産家へ持參す産家に於ては親族其他より衣類魚類等を受くる可成金錢にて受納し之れを愛育貯金となす風習あり。而して農産物の賣却をなす場合組合は必ず幾部分を愛育貯金となさしむこの貯金は産兒の結婚時に於て元利金を支拂ひ其の調度の資となし又は結婚後の災害準備金となす。

3、貸付金に於て面白しと認めたるもの、貸付金の証書には可成權利義務の文字を避け左記の如き字句の證書を徴し居れり。

組合創設の趣旨に基き道徳信義を重んじ一家和親協力して業務を勉勵し勤儉質素を尊びこの借用資金により家運を興し貯蓄となし父祖に仕へ子孫を愛育し戸主たるの道を確認し以て 陛下の國民たるの實を擧げ可申候依而前記金子を借用し何年何月何日限り元利返済可致保證人は本文の主旨により借主の日常に注意し屹度繁昌仕候様援助を昂め可申萬一本人延滞のせつは保證

人に於て速かに代辨可仕候

4、部落倉庫 大正五年度より計劃し現に七十一坪五合の二階建一棟を建設せり。之れが建設方法は各部落の組合員より一戸金拾五圓の出金と組合別途金より組合員一戸に付二圓倉庫建物平屋建一坪三圓二階建一坪五圓庇一坪二圓 割合を以て出金する補助とにより新築せしむるものにして己に資金を貯蓄せるもの三部落あり。この倉庫は組合の販賣購買品を入庫する外農産物を貯藏せしめ低利の金融を興へ且つ火災、虫鼠の害を防ぎ理想的に共同販賣の實を擧げん目的なり。

5、組合時報 春夏秋冬各一回を定期とし臨時必要の時之れを組合員に配布す(組合の事業の狀況の外組合員の結婚出産死亡等吉凶變事を録す)。

6、五期五十年計劃方針の劃立 明治三十九年より第一期十年とし大方針を立て着々之れに向つて猛進す(方針省略)

7、茶屋町尋常高等小學校假設信用購買組合の創設 小學校兒童に産業組合思想を普及し之れが研究をなし實務を練習せしむる爲め同村小學校教職員及兒童を組合員とせる假設信用購買組合あり出資一

口の金額を壹圓とし役員は兒童及教職員之れに當り貯金及學用品の購買事業を營むものにて最も面白き方法を如く見受けられたり。(定款省署)

三、三重縣農事試験場

- 本場は先年本郡ザードウキツケンに分與を受け加ふるに場長は山口縣出身の淺からざる緣故あり又米麥作に於て相當の施設計劃せられたるものあり。米麥作は余り本縣と異りたる点もなきも綠肥として數種の優良品種の栽培試験をなすつゝあり
- 1、サードウキツケン 從來の試作に徴するに田地方も畑作の方栽培容易にして成績良し専ら畑作物即ち果樹、桑樹、等の間作として獎勵されつゝあり
  - 2、バーセン 原蠶獨乙種にして反當收量一千五百貫内外間作として反當三百貫乃至四百貫内外、九月乃至十月頃播下し播種量一升五合乃至二升收穫期五月上旬の頃、莖の高さ二尺余に及ぶ相當優良なるものなり花は奇麗賞美せらる。
  - 3、ゼラデラ 原蠶獨乙種間作として栽培反當二百貫を得播種春三月乃至四月秋は九月乃至十月反當收量一千貫内外一反播種量五升乃至六升豆花植物にして花は美麗なり。

四、

- 4、コンモンヴェンチ 米國産にして播種季ゼラデラと同様收量反當七百貫乃至八百貫余
  - 5、ウヰンターヴェンチ パーブルヴェンチ 一反播種量二升乃至六升收量七百貫乃至八百貫窒素六四〇燐度二〇〇を含有し肥料分相當なり
- 素六四燐度二〇〇を含有し肥料分相當なり
- 愛知縣西加茂郡高橋村
- 高橋村は村農會及青年團の活動、移動隔離病舎、米第二回作等にて有名なり、一望畑地は桑園多く從つて蠶業は村唯一の副業にして春夏秋蠶何れも飼育せられ現住戸數一千四戸養蠶戸數は七八〇戸に及び一戸多きは框製十五枚乃至二十枚を掃立て平均一戸五枚乃至八枚に及ぶ、最近年産額八千五百四十九石、九十八萬九千六百七十圓一村一郷としては大なるものなるべし
- 1、傳染病移動隔離病舎 本病舎は經費の僅少なるとみならず最も簡便にして、而かも建築は二十四時間にして終り得べく且つ豫防救治上及消毒施行に關し最も完全に實行することを得る由なり其の梗概及設計書左の如し(同村にて設計建築せるもの)
- 梗概
- 四棟とし内一棟を附屬家屋とす總坪數四〇坪

工事は明治四十三年八月一日着手全月十五日竣功せしもの費金四百三圓なり

仕様書

(之れを省署)

2、水稻二回作

稻二回作は大正三年以來試作をなし來りしが勞力の關係、氣候等に支配せられ十分なる成績を擧げ得ざりしが、最近相當の成績を擧げつゝあるが如し。

要するに一回二回共最も早く、九十日乃至九十五日にして成熟するが故に時期を失せんか、之れか恢復容易ならず、又一回作に不結果を見んか二回作に影響し失敗に終ることあり。而して普通作に比し收量同一を期することは甚だ困難なるも最近に於ては二回とも同一の生産額を出すことあるもの多き模様なり(大正九年即ち昨年)に於ては一回に反當六俵二回に六俵を獲たるもの少からざりし由)

二回作栽培法の要点を左に(品種高橋早生及二番國益)

第一回

第二回

- 播種 一坪四合、四月上旬とす苗代の水を落すことば普通苗に同じ肥料は從來用ひ來りしものよりも幾分増加せしむること
- 整地 早生は根毛少なければ可成早く土地を起しよく腐熟することに心掛くべし
- 移植 播種より三十日乃至四十日を可とす、一坪に付七十株内外、一株八九本内外、移植時季五月上旬より五月中旬迄
- 移植後 普通作と大差なきも稍々多肥すること、移植より九十五日にて成熟するものなり故に除草は二回乃至三回にて足る
- 苗代 普通苗代と同じく充分地均しをなし凹凸なき様すべし、若し地均しに欠点あるときは高温なるため糶を腐熟せしむる恐れあれば特に注意を要す
- 播種 一日間種子を清水に浸し直ちに引上げ、播種、一坪一合五勺播。播種後三日にて發芽發芽すれば直ちに水を落し、四日位干し又水を灌ぐべし。時季七月一日内外
- 移植 七月下旬より八月上旬迄を適度とす、早生刈取後直ちに淺く土を起し(必ず堆肥を施

すべし)一坪七十株、一株の本数分蘖したるものを合せ十五本以上を植ふべし  
 移植後移植前施肥をなし移植後は施肥すべからず  
 移植後十日にて一回の除草、尚ほ一回隨時除草をなせば足る、五十日及六十日にて落水し八十日目より干し九十四五日にて成熟す  
 (普通同地方にて栽培するものは一回目高橋早生、二回目二番國益なり)  
 五、愛知縣農事試驗場

農業勞力調節及生産費の節減の目的をもつて改良農用器具、機械の利用普及を奨励すべく、農商務省農事試驗場に於て直接研究を行ふの外從來愛知縣に對し多數の補助金を交付し同縣農事試驗場をして脱穀脱穗等の調製用各種農具に關する試験及富力機動力等の比較研究をなさしめつゝあり。今農商務省より愛知縣農事試驗場に對し獎勵金を交付して研究せしめたる農具の内比較的良なるものの成績左の如し

一 脱穀機	所要人夫	脱粒量	一時間作業功程	
			脱穀	脱粒
(稻)				
千齒式稻穀器	一人	〇、四三二二石	一八、〇〇分	一石を一人にて扱落に要する時間
廻轉式脱穀機一人扱	一	一、三四五五	七、一八	三、〇〇、五二分
廻轉式脱穀機二人扱	二	二、三四四二	四、五五	〇、五五、二四分
(麥)				
千齒式麥扱器	一	〇、三〇四八	二七、三〇	四、四七、〇三分
廻轉式脱穀機一人扱	一	一、〇〇五六	九、〇八	一、〇八、四三分
廻轉式脱穀機二人扱	二	一、七七七〇	六、〇七	一、一七、四八分

二 動力掛脱穀機 一時間作業功程比較

(稻)  
 廻轉式脱穀機 脚踏 一人 男  
 動力利用脱穀機の一 畜力 一 男  
 全 上の二 石油發動機 二 一〇、八八〇〇  
 (麥)  
 廻轉式脱穀機 脚踏 一人 男  
 動力掛脱穀機の一 畜力 一 一、〇〇五六  
 全 上の二 石油發動機 二 三、〇三五〇  
 三 脱 浮 器 (稲摺器)  
 稲摺器は從來各種の發明品あれども實用品に適する完全なるもの殆んどなし。従前より一般に使用する土臼以上の成績を有するにあらず(其の改良の要点を擧ぐれば)上臼上に二重漏斗を設け稲の重量が臼上加はらざる

脱穀量 脱穀後調製所要時間  
 一、三四五五 七、一八分 牛一頭  
 四、七六〇〇 一 牛一頭  
 一〇、八八〇〇 一 輕油量四合  
 一、〇〇五六 九、〇八分 牛一頭  
 三、〇三五〇 一 輕油量四合  
 六、九六〇〇 一 輕油量四合  
 如くするに於て上臼の重さは常に一定となり従つて稲上面に加はる壓力による摩擦に變化を來すことなきを以て碎米を生ずること少く廻轉輕快なり。又臼の廻轉は下臼を廻轉すべく中廻しとするを佳とするも改良には困難なり。

四 動力掛脱浮器 (一時間作業功程) 神力種

動力掛ノ一	畜力	男	稲摺量	玄米量	碎米量	脱浮率
改良稲摺白	手廻	男二	二、〇〇〇	一、〇五八四	〇、〇五二	八八、二%
動力掛ノ一	畜力	一	九、八六〇	五、〇〇〇	〇、二六〇	八八、二%
全 上ノ二	發動機	二	二二、二二〇	一一、四九七五	〇、四六二	八八、二%

▲農村都々逸

一、菰はまどへど	藁きてゐれど	色も香もある寒牡丹
一、筆はなげても	田舎に來やれ	黄金花咲く野を見やれ
一、白い手拭	紅	意氣じや御國の旗の色
一、何さなく共	兄弟親子	笑ひ暮らすが家の富
一、憐れ情は	世渡り舟の	臚の網ぢやぞ切れぬよう
一、何はくよく	引込み手段	進め人生五十年
一、軒の雨垂れ	石をも穿つ	心一つで倉も建つ
一、飢ゑす凍へず	三度の御飯	是も先祖のれ蔭故
一、時は金なり	一秒とても	惜め後へは戻りやせぬ
一、塵にうもれて	氣苦勞よりも	御座れ田舎の此住居

参 考 資 料

學 校 名	一、町村立小學校尋常科兒童出席步合表		計	本 順	月	前 位
	男	女				
立野上	九九、五七	九九、七二	九九、六三		一	一
川瀨	九九、二二	九九、〇四	九九、一四		二	一
高木	九八、三八	九九、〇一	九八、六九		三	一
明木	九八、二八	九九、〇三	九八、六三		四	一
椿田	九八、七三	九八、三一	九八、五二		五	一
宇田	九八、九三	九七、五二	九八、二一		六	一
佐並	九七、七八	九七、八一	九七、七八		七	一
越瀨	九八、〇六	九七、一四	九七、六〇		八	一
木間	九七、一四	九七、七四	九七、四九		九	一
三磨	九七、四〇	九六、三一	九六、八四		〇	一
多磨	九七、七四	九六、一〇	九六、六九		一	一
半田	九六、七〇	九六、四二	九六、五六		二	一
白水	九六、八五	九六、〇五	九六、五二		三	一
下倫	九六、一〇	九六、四〇	九六、二九		四	一
明倫	九六、四一	九五、九七	九六、二〇		五	一
篠目	九四、九一	九七、四五	九六、〇七		六	一
長高	九五、四八	九七、四三	九六、〇三		七	一
持坂	九六、〇一	九五、九四	九五、九八		八	一

目次

一、町村立小學校尋常科兒童出席步合表(六月分).....	一
二、全高等科兒童出席步合表(同).....	三
三、大正十年度町村稅負擔調查表(其一).....	五
四、同表(其二).....	六
五、縣會議員補欠選舉大觀(大正十年六月三日).....	八
六、產業組合狀況調查表(其一).....	九
七、同表(其二).....	二
八、大正十年春季藪市場成績.....	三







### ABUGUNPO

町付名	種目	課率	賦課	平均	最高	最低	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別
佐々並	戸	五、二五〇	四、五〇〇	二、二五〇	二、五〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
川上	戸	七、六一〇	七、三五〇	三、六〇〇	五、五〇〇	二、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
篠生	戸	五、五六〇	五、四〇〇	二、五〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
生雲	戸	四、四五〇	四、三〇〇	二、二〇〇	四、一〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
地福	戸	三、九〇〇	三、七〇〇	一、七〇〇	三、六〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
德佐	戸	三、七〇〇	三、五〇〇	一、七〇〇	三、六〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
嘉年	戸	五、〇六〇	四、九〇〇	二、三〇〇	四、九〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
高俣	戸	五、五〇〇	五、三〇〇	二、五〇〇	五、四〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
吉部	戸	四、五〇〇	四、三〇〇	二、一〇〇	四、四〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
福川	戸	四、五六〇	四、四〇〇	二、一〇〇	四、五〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
紫福	戸	五、五六〇	五、四〇〇	二、二〇〇	五、五〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
大井	戸	五、九六〇	五、八〇〇	二、七〇〇	五、九〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
奈古	戸	七、三五〇	七、二〇〇	三、二〇〇	七、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
宇田郷	戸	五、三〇〇	五、一〇〇	二、四〇〇	五、二〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
福賀	戸	三、八四〇	三、六〇〇	一、七〇〇	三、七〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
須佐	戸	四、五〇〇	四、三〇〇	一、五〇〇	四、四〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
彌富	戸	四、一〇〇	三、九〇〇	一、五〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
小川	戸	三、九〇〇	三、七〇〇	一、六〇〇	三、八〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
田万崎	戸	六、三三〇	六、一〇〇	二、七〇〇	六、二〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六島	戸	六、三三〇	六、一〇〇	二、七〇〇	六、二〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

### ABUGUNPO

町付名	種目	課率	賦課	平均	最高	最低	特別	特別	特別	特別	特別	特別	特別
明木	戸	三、四七〇	三、二〇〇	一、六〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三見	戸	五、〇〇〇	四、八〇〇	二、一〇〇	四、九〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
山田	戸	五、〇〇〇	四、八〇〇	二、一〇〇	四、九〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
椿	戸	五、〇〇〇	四、八〇〇	二、一〇〇	四、九〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
借郷東分	戸	三、四七〇	三、二〇〇	一、六〇〇	三、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
合計	戸	二七、八一〇	二七、〇〇〇	九、八四〇	二七、九〇〇	八、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
見島	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六島	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
田崎	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
小川	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
彌富	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
須佐	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
福賀	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
宇田郷	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
奈古	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
福賀	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
宇田郷	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
奈古	戸	二、二〇〇	二、〇〇〇	六、六〇〇	二、三〇〇	一、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

ABUGUNPO

組合名	種目	六、産業組合狀況調查表		其ノ一	大正十年五月末日現在		
		合現在組數	拂込出資額		準備金其他積立金	貯金	借入金
有萩信用組合	有萩信用組合	三六一	二二、八三一	四、四三九	三三、五七四	一〇、〇〇〇	六〇、八四五
全萩積善信用組合	全萩積善信用組合	三八六	五、三五五	七一九	五二、七八七	一、三一四	六八、八六三
全萩夏蜜柑販信組合	全萩夏蜜柑販信組合	一八六	二、〇三〇	二四五	—	—	三、五八九
全北古萩信購販組合	全北古萩信購販組合	八三	一、一〇〇	二、九八一	七、八八一	—	一一、九六三
福川	福川	三八五	二六四	一一一	三、一四	二〇	一一、二五
紫井	紫井	二二三	一六三	六〇	二、六九	—	一、七九
大古	大古	一七三	一五五	一八	一、〇四	—	七、一
奈古	奈古	一六九	一六四	五	—	—	四八
宇賀	宇賀	一三六	二二〇	一六	一、一八	—	一、三九
彌賀	彌賀	二一九	一六三	五六	二、一九	—	一、六九
須佐	須佐	二五六	二一〇	四六	一、八〇	—	一、六四
彌富	彌富	一九九	一五三	四六	二、三一	—	一、一七
小川	小川	三三七	二八三	五四	一、六〇	—	一、一二
田崎	田崎	一七二	一四七	二五	一、四五	—	一、六六
六島	六島	五九	四四	一九	二、五四	—	一、一二
見島	見島	六九	五〇	一九	二、七四	—	二、一六
合計	合計	五、六九八	四、五二一	一、一七七	二、〇六	—	一、三二

ABUGUNPO

町村名	種目	五、縣會議員補缺選舉大觀				大正八年總選舉
		有權者	投票者	棄權者	棄權者割合	
萩	萩	四九二	四四三	四九	一割〇〇	一、一一
椿東	椿東	二一四	一九二	二二	一、〇三	七、五
山田	山田	一七〇	一五二	一八	一、〇五	一、三六
三木	三木	一九六	一四二	五四	二、七六	一、五八
明見	明見	一七五	一六六	九	一、九六	一、五八
佐木	佐木	一九四	一五六	三八	二、七七	一、五八
川並	川並	二四二	一七五	六七	二、七九	一、五八
篠生	篠生	二〇二	一三九	六三	三、一二	二、六八
生雲	生雲	二〇九	一八〇	二九	一、四六	二、二五
地福	地福	三九二	二〇八	八四	二、一三	二、二五
德佐	德佐	一四六	一六一	三四	二、三三	一、三三
嘉年	嘉年	一四四	一一二	三二	二、二二	一、三三
高侯	高侯	一四四	一三三	一一	一、七九	一、三三
吉部	吉部	一四六	一三六	一〇	一、三三	一、三三
合計	合計	五、〇〇〇	四、四三〇	五七〇	一、一〇〇	四、三三〇

組合名	種目	七、産業組合狀況調査				其ノ二	大正十年五月末日現在	
		貸付金	預金	金現	金		購買額	販賣額
有秋信用組合	秋積善信用組合	四三、九二〇	九、二三五	一、四四八	一、四四八			
全秋積善信用組合	秋積善信用組合	六四、二九一	四、四五五	一九九	一九九			
全秋積善信用組合	秋積善信用組合	七九四						
全秋積善信用組合	秋積善信用組合	一一、一四一	一、四九七	一五九	一五九			
全北秋積善信用組合	北秋積善信用組合	九二、五六五	二二、二六五	二九三	二九三			
全椿村信用組合	椿村信用組合	三五、二二三	七四、四三九	一、三七八	一、三七八			
無山田村信用組合	山田村信用組合	六三、八三五	一三三、二八八	四四八	四四八			
全三見村信用組合	三見村信用組合	一八〇、五〇二	一四〇、九五二	一、八二三	一、八二三			
全明木信用組合	明木信用組合	二八、三二五	一、三四九	一、八二〇	一、八二〇			
無川上信用組合	川上信用組合	六、五二六	二、三一二	六六五	六六五			
有篠生村東部信購組合	篠生村東部信購組合	二八、一四四	五六	一、三九四	一、三九四			
全篠目信購組合	篠目信購組合			四、五二七	四、五二七			

全椿村信用組合	椿村信用組合	三九〇	四、五四〇	三、五六五	二一〇、三二七		
無山田村信用組合	山田村信用組合	七〇	四〇六	一、二七二	二〇七、九六八		
有三見村信用組合	三見村信用組合	四四二	二、一三五	二、四三四	三二四、六八五		
全明木信用組合	明木信用組合	三七六	六、〇五〇	五、四七一	三二〇、八二六		
全佐々並信用組合	佐々並信用組合	四三一	二、七九五	四、七二九	二一、六一九		
無川上信用組合	川上信用組合	三二四	五、二七九	九三六	七、九三一		
有篠生村東部信購組合	篠生村東部信購組合	八二	一、四二七	四八	二五、七五七		
全篠目信購組合	篠目信購組合	一九〇	一、六二四	四八	二五、七五七		
全生雲村信用組合	生雲村信用組合	三二五	二、一八五	五三六	三二、五六七		
全地福村信用組合	地福村信用組合	三七〇	四、四七六	一、九五九	五五、七八二		
無地福村第八區信購組合	地福村第八區信購組合	三四	四七〇	三二四	三三九		
全地福村信用組合	地福村信用組合	三〇	二、五五二	一、〇三五	六、三一四		
有德佐信用組合	德佐信用組合	五九七	五、八七八	二、二六九	五三、六〇六		
全德佐上信用組合	德佐上信用組合	一七〇	一、七四五	二六一	一一、八七四		
無嘉年村信購組合	嘉年村信購組合	四二五	一〇、八一〇	四、五九六	六二、六四六		
有高俣村信用組合	高俣村信用組合	三七一	二、四七三	二、二三四	四四、三〇二		
全吉部村信購組合	吉部村信購組合	三五七	二、六一五	二、九四〇	三六、二五八		
全福川信用組合	福川信用組合	二一六	一、五九五	四〇一	六四、七七五		
全紫福村信購組合	紫福村信購組合	三六二	一、九八七	七四八	七六、七七四		
全大井村信購組合	大井村信購組合	四三一	四、八〇五	六、四五四	三二四、一六六		
全奈古信購組合	奈古信購組合	四九一	七、二九九	一〇、二二七	三二五、八六七		
全宇田信購組合	宇田信購組合	二七九	一、三三五	一、八〇五	五五、八六四		

市場名	開市日數	出荷別	數	量代	價	備	考
秋 蕪市場	六月八日ヨリ 同十九日マデ 十二日間	正蕪 玉蕪 屑蕪	計 正蕪 玉蕪 屑蕪	九、六八三、九六〇 三三三、〇五〇 二二五、四二〇	六八、七五八、〇二〇 一、二二六、〇五〇 六二〇、〇七〇	前年ニ比シ數量四千四百七拾八貫八百六十目代價壹萬六千三百一十一圓六十四錢增加	
徳佐 蕪市場	六月二十一日ヨリ 同廿八日マデ 八日間	正蕪 玉蕪 屑蕪	計 正蕪 玉蕪 屑蕪	一、五七七、五五〇 一六二、四一〇 五四、一七〇	九、七二三、六八〇 五九二、三九〇 一三六、三六〇	前年ニ比シ數量四百二十三貫四百八十目代價六千八百七圓五十一錢減少	
合計	二十日間	正蕪 玉蕪 屑蕪	計 正蕪 玉蕪 屑蕪	一一、〇二四、四三〇 四九五、四六〇 二七九、五九〇	一〇、六〇四、一四〇 一、八一八、四四〇 七五六、四三〇	前年ニ比シ數量四千五百五十三貫三百八十目代價九千五百四圓十二錢增加	

市場名	開市日數	出荷別	數	量代	價	備	考
全生雲村信用組合			一九、三六三	一五、三二五	三二六		
全地福村信用組合			五一、四一一	九、七二三	五三四		
無地福村第八區信購組合			二六八		四、六八八		
全地福村用路信購組合			九、三七六	六三九	二八五	六一四	
有徳佐信用組合			七二、四四三	二、〇〇二	四六三		
全徳佐上信用組合			九、五七四	一、五〇〇	二、六一〇		
無嘉年村信用組合			七九、〇三九	三三七	三、一一一	三、二二〇	
有高俣村信用組合			三八、八六五	六、三三七	三、七六二		
全吉部村信購組合			三一、五三六	二二四	四、九八〇		
全福川信用組合			三四、四一四	二九、三七六	三、二九四		
全紫福村信購組合			六五、七〇〇	八、四八五	三、九八五		
全大井村信購販生組合			六〇、〇一一	一五一、〇〇〇	二、七三二	一五、一六二	
全奈古信購販組合			二二三、九八二	三一、四一七	一、六〇四	一七、四四七	
全宇田信購販組合			一八、七七六	三五、八〇五	一、一七五	二、四三二	
全福賀信用組合			三〇、五四〇	一七、九八一	二、一四三		
全須佐村信用組合			二、九四二	八六一	三		
全彌富信用組合			二二、一三〇	二、〇五四	九九九		
全小川信購組合			三五、五四六	二八一	三、〇三四		
計			一、三六一、一九二	七〇四、四五〇	四九、三八二	六九、三八八	四一、〇四六

八、大正十年春季蕪市場成績

△改良稻作法數へ歌

一つとや || 人々選べや種籾を  
 品種は増收のもとあるぞく  
 二つとや || 太き丈夫な苗作り  
 運命託すは苗代ぞく  
 三つとや || 稔る稻穂も土の精  
 早く耕し深く堀れく  
 四つとや || 良き植方とは細植に  
 浅植密植心せよく  
 五つとや || 稻の食事は肥なれば  
 時期や繕立忘るゝなく

六つとや || 蟲や病氣は増收の  
 弱みつけ込む大敵ぞく  
 七つとや || 夏の土用の田草取り  
 落つる膏汗は米となるく  
 八つとや || 八月一旦水切るも  
 穂孕花水忘るゝなく  
 九つとや || 小がら大豆を畦に作れ  
 日蔭は稻の取り日減く  
 十とや || 共に増收望むもの  
 一種子二肥料三作りく

阿武郡報第五十七號

大正十年七月二十五日發行

◎大正六年年十二月十九日第三種郵便物認可

◎毎月一回二十五日發行

一部(代價金拾錢)